

逃亡奴隸法と人身自由法

——地域間危機の復活

The Fugitive Slave Act and Personal
Liberty Laws — The Resurgence
of the Sectional Crisis

山 口 房 司

(一) はじめに

奴隸制問題が地域間緊張の醸成および内戦到来に決定的な影響を与えたと大胆に論ずる以前に、史家はこの問題を最大の慎重さをもって研究することが要求される。先ず次の両極論は、いずれも正論ではない。その一つは、セクション間で論争された奴隸制問題が、内戦到来を不可避的にした、とするものである。そして、内戦前期および分離の危機に奴隸制は何らかかわりがないとの主張が、他の極を構成する。しかし奴隸制問題は現実に人民の間で熱く論じられたのであり、政治的葛藤の最大のもを構成したことは看過すべきでない。それを無視することは、内戦前期への洞察に必要とされる鏡を持たないか、或いは不適當なそれを持つことを意味する。

留意すべく、そして従来無視ないし軽視されきたった諸点は、逃亡奴隸問題と、奴隸制の西方テリトリーへの拡大である。奴隸制の持つ諸側面におけるこの二点は、瑣末であると同時に悲劇的なまでに重要である。何故にであるか？

第一には、合衆国の連邦的性格のゆえに逃亡奴隸を扱う法律、それへの対抗策としての人身自由法の運用は、連邦法対州法、州法対州法間の複雑な法律的問題を惹起した。さらに合衆国憲法が奴隸制を合憲的制度と認知していたために、奴隸制への直接の法的攻撃を加えられなくしていた。奴隸制への攻撃、或いは廃止論(アポリシヨニズム以外の)は、迂回路を経由することを要求された。

その方途の一つが逃亡奴隸法に対する人身自由法であり、さらには奴隸制拡大に対するに封じこめ戦術としての、州のではなくテリトリーにおける奴隸制論争であった。この二側面のいずれもが、それぞれの理由によって、法律的考究を不可欠としている。そしてまさしくそのことのゆえに、逃亡奴隸法、人身自由法研究、テリトリーの奴隸制論考が、史家により瑣末的とされてきた一因をなしている。

しかしながら、それは次の如き理由で極めて重要なのである。1840年代末の危機は、テリトリーにおける奴隸制の地位を決定する闘争によって加速された。しかし北部において、テリトリーから奴隸制を排除するという迂回策について大きな努力として出現したのは人身自由法であり、それは同じく奴隸制封じこめ政策という一般的迂回策の一環をなした。従ってカルフーンはこれらの法を、「南部およびユニオンに加えられたる最も致命的な打撃の一つ」と観じ、かつはこれらの法が逃亡者を返還するという憲法的義務を「実効のないものにし、事実上合衆国憲法から削除したと見做してよいほどの大きな成功を伴っている」、と警戒心を隠さなかった。^②

1840年代末の危機を解決した1850年大妥協については、いくつかの秀れた研究がなされてきた。しかしながら、この妥協のパッケージの一部を占める特定の部分、逃亡奴隸法については余り多くの注目が払われてこなかった。逃亡奴隸問題はより大きな全体の中の一部にすぎず、また決して舞台の中央に位置するものでもないが、この問題をめぐる論議は重大な地域間衝突をもたらす「連邦国家」の枠内における各州の異なった法制度間の基本的な対立と闘争を露呈したものである。従って、そこで問われ論ぜられたものは、合衆国の国家体制の基本的性格如何という大問題にと不可避的に発展せざるをえなかった——ここに瑣末な逃亡奴隸問題が、悲劇的な重要性を持つと主張するポイントが生れる。

このことを再び次のようにとりあげることは許さるべきであろう。多くの反奴隸制派の諸努力は全国的レベルで検討される時、たとえば南部内に奴隸制を封じこめる政策に示される如く、一時的または中途的にしかなされなかったように思える。確かにリンカーンも、そのように幾度も主張した。従って、奴

隸制が現存する州への直接的攻撃でなく、テリトリーにおけるいわば架空の奴隸制への間接的加撃が、「奴隸制絶滅へのテクニック」と見做されてきた。このような迂回的戦術は、一つには「独特の制度」を突発的に廃止することがもたらすであろう社会的混乱への懸念に出るものであり、また一つにはアポリシヨニズムへの一般的嫌悪が結果したものであるとも説明されている。^⑥

しかし強調すべき点は再び、合衆国憲法、アメリカの国家体制そのものの性格如何の問題である。それが1833年、英国議会在が英領西印度諸島で奴隸制を廃止したが如き「直接的な連邦法による奴隸制廃止」を許さなかったのである。人民が既存の体制内——司法管轄権と機能とを、連邦および州政府に分割しているような——で行動する限り、間接的手段をとる以外に、全国的レベルでなしうることは相対的に極めて小であったと言わねばならない。

従って逃亡奴隸法に反対した人々がとった政策は、正当な手続によって然らずと証明されるまでは、すべての人は自由であるとの推定に依拠することであり、自由についてのコモン・ローの基本的な保証の幾つか、たとえば人身保護律とか陪審裁判を主張することであった。しかもこれらの主張さえも、合衆国の連邦的性格のゆえに深刻な司法上の問題、ことに連邦権威と州権威のそれぞれの留保範囲、優劣如何を熱っぽく論じさせることになったのである。^⑦

最近の研究はさらに、逃亡奴隸法、人身自由法におけるいま一つの無視すべからざる重要な側面を指摘している。反奴隸制派が人身自由法を中心に、北部に住む逃亡奴隸、自由黒人等、奴隸として捕えられる怖れのある人物に法的保護の手をさしのべようと努力したこと、また後述するように逃亡奴隸返還に激しい抵抗を展開したこと——まさにその同一時点で、黒人は北部において厳しい法的、社会的差別に直面した。リトロックの研究は、この事実を克明に叙述している。従って人身自由法は非常に複雑な一連の法制度の一面にすぎず、しかもその法制度は理想主義と卑劣さの双方を反映したものであったことを銘記すべきである。^⑧

さらにこの卑劣ないしは冷淡さの側面、たとえば全合衆国に普遍であった^{ニグロ・フォビア}黒人恐怖症を強調する最近の史家によれば、人身自由法の評価はなお一層下方修正されているようにみえる。すなわち共和党は逃亡奴隸法およびテリトリー

へのこれ以上の奴隸制の拡大には反対したが、同党は逃亡者は奴隸主に返還されねばならないとする合憲の権利に抵抗もしなければ、それを否定もしなかった。「彼らをいらだたせたのは、1850年逃亡奴隸法の要求している方法であった。それが白人の権利を侵害する性格のものであったからである」。逃亡奴隸法によれば、逃亡者逮捕や返還に非協力的な人物には白人といえども敵罰が課せられることになっていた。「従ってオハイオおよびその他の諸州は、人身自由法の制定と施行を通じて、全国奴隸狩り警察力の抑圧に対し、各州の白人市民を保護するよう、ウェイド (Benjamin F. Wade) は希望したのである」、^⑩ここでは白人の偏見と感情が露骨に表明され、人身自由法の「理想主義」的側面すら色あせるほどにみえる。

「感情」がとりあげられたところで、論じ残したいま一つの「瑣末ではあるが、悲劇的なまでに重要」な問題を扱おう。大妥協によって強化された逃亡奴隸法により、南部が受けとるはずであった利益の問題である。ここでも実際に脅やかされている利益は小であった。しかし人心にとり、また政治的トラブルの因としては、その「利益」は極めて大であったことが判明する。たとえば強調さるべきは、1860年に逃亡した奴隸は803人であり、それは合衆国の全奴隸人口の1%の約五分の一にすぎないという「瑣末な」数字である。^⑪このうちどれだけが回復されたのか、また奴隸主が蒙った実損額は幾らであったかは述べえない。なぜなら北部へ逃亡した奴隸について信頼に足る数字は利用できないし、これからもその可能性はないからである。しかしながら奴隸主およびアポリショニストの双方が主張した逃亡者の実数は、誇張されていたことは確かである。同時代人の提示する数字は、見積り者の信条、想像力に従って極めて多岐で、数百人から数万人の幅に亘っている。

いずれの側も数字を誇張する理由を有した。南部の猪突派^{フアイアー・イーザー}は、北部からの脅威を誇張することによって地歩を得んとした。はじめミシシッピ大学で、後アラバマ大学で教授職を占めたバーナード (F. A. P. Barnard) は、大妥協否定を目論む猪突派に反対し、彼らの北部による侵害事件の列挙に対して次のように指摘している。「猪突派の典型的な誇張の一つは、逃亡奴隸の損失を叫ぶことである。彼らは言う、北部の組織的団体が年間、数千人もの優秀な労働者

を盗みだしている。そして多額の富が失われている。当時〔1851年〕自由州における逃亡奴隸の数は最低に見て10万人、価格にして5,000万ドルになる、と。事実はセンサスによって次の如く示されている。すなわち全自由州を合して自由黒人は20万人にみならず、その数は過去20年間、実体的に増加していない。猪突派は北部の侵害を叫ぶが、アラバマ州選出の国會議員たちは、同州がユニオンに加入して以来今日“過去20年間の如何なる時よりも、南部^{サザン・ライツ}權益への侵害の危険はより少ない”と言っている^⑬と。

同様に北部で南部奴隸主に再逮捕された逃亡者の数は、アポリシヨニストが主張したよりは遙かに少ない。比較的少数だが後述するような喧伝された諸事件を、ジャーナリズムが執拗に書きたてたことが現実の問題を實際以上に遙かに大きく南北双方に信じさせたのである。^⑭

同時代人のみならず、史家の見積りも立場により同様に多すぎる数字をあげている。「顕著なる事実は奴隸が逃亡したことである。地下鉄道組織は活発に作動し、数千人のニグロを北部およびカナダにと伴ない、隠れ家を提供した」、「毎年1,700人が主としてオハイオ・ルートで逃亡した」、「30年間に亘り、毎年2,000人が逃亡した」、と。^⑮

留意すべきは、逃亡者とその回復は、逃亡奴隸法の強化にもかかわらずその数は僅かであり、逆に南部がそれによって払ったかつての友人の離反という犠牲の大きさである。最近の研究によれば、逃亡奴隸法により10年間におよそ300人の逃亡者が返還されたとしている。この数字は奴隸州一つにつき、1年に2人の奴隸返還にしか当たらない。一方、人身自由法は刺激的ではあったが、^⑯これまた実効はなかった。1861年アダムス(Charles Francis Adams)は、「人身自由法——それは1人の奴隸も解放しなかった」と述べているが、これを否定しない史家も確かに存在する。^⑰ただし、それはいささか真実とは異なる。この発言について筆者の同意しうる点は、同法の乏しい実効性と、それに反しそれが駆きたてた人心の感情の嵩まりの激甚さである。

逃亡奴隸法、人身自由法にかかわる現実的利害はこのように小であったと言えるし、従ってこれらの「確実だと思われた実損」が、武力に訴えることへと論理的に導かないであろうと言える一方、開戦とは常にとは言わぬまでも、論

理的に帰決し結果されるものではない。むしろ「想定される実損」が、地域間紛争の終始一貫したテーマであった。感情——それが如何に非論理的なものであれ、或いはそのゆえに御し難いものであり、ことに敵対的感情は、存在はするが極めて稀薄なスタッフから現実のものとして構成されてくる。感情や道徳が国事に入りこむ時、一般に原理と現実とは大きく影響される。そして悪のもたらす道徳的ならびに経済的脅威は、直接の損失よりも遙かに大きな刺激剤となる。逃亡奴隸法が北部に、人身自由法が南部に与えた興奮はまさにこの種のものであった。

南北双方が平静に逃亡者の数と価値とを計算し、自由黒人誘拐のレポートの真偽を確かめ、感情と誇張を控えたならば、地域間緊張に代って合意が浮上しえたかも知れない。南北双方ともに等しくこのヒステリアに罪がある。そしてその事情はネヴィンズの次の指摘を参酌する時、一層の説得性をもって我々に近づいてくる。

ケンタッキーのクレイが指摘している如く、逃亡の危険性が最も高いのは彼の出身州のような境界州においてである筈である。それにもかかわらず、境界諸州では逃亡に対する焦燥感はほとんど認められぬに対し、そこからの逃亡が極めて困難である低南部が激情を示した。逃亡奴隸の数は前述した如く今日でもほとんど確定を期しえないが、しかし逃亡者の大半は境界州からのものであり、その上、彼らすべてが自由州に達した訳ではない。しかし多くの南部人はラフな推測に頼り、幾百千の奴隸が逃亡しその損失は数千万ドルに達すると信じていた。「比較的¹⁹に安泰な棉花諸州が最大の怒りを示したのである！」。

かかる状態は北部でも同様である。追跡と逮捕は当然、境界地域でなされると考えるのが至当である。しかし逃亡奴隸法に最も強い怒りを示したのは、遙か離れたニューイングランド、ミシガン、ウイコンシンであった。たとえばウェブスターは1850年、北部議員たちに詳細な逮捕事件の報告を依頼しているが、それによると次のような事例が返っている。すなわちメイン、ニューハンプシャ、ヴェラモントでは逃亡容疑者の逮捕例なし、ロードアイランドでは過去25年間に一件も算せず、コネチカットで一例のみ存在した。（しかもこの事件はおよそ25年前のものであり、証拠不十分で即時釈放されていた）。マサチュセ

ッツでは数件の逮捕例があったが、そのうち最も有名なのは1830年代末にボストンで起こった1人の逃亡者に関するそれであった。そしてその事件は、奴隸主が逃亡奴隸の価値の半額だと彼が思った額を受領して解決している。このような実情にもかかわらず、多くのニューイングランド人は彼らの地に無法な奴隸ハンターが充満しているかの如くに語りあった。^⑨

南部人は正直なプランターが憲法で保証されている財産権を回復しようと努めると、誘拐の廉による刑事犯、虚偽に基づく投獄をした廉による告訴、さらには「街頭で、狂ったファナチックスや野暮な悪漢による挑戦をうけて暴行されたり殺される」危険さがあると不平を列べた。一方、北部人は残酷な人狩りが自由黒人を追捕し、罰金、投獄をくり返すのみならず、北部白人にもその支援を強請している、と応じた。^⑩

このような南北双方の不信、誇張、激情が、混乱と無秩序醸成の最適条件であることは、アジテイションの社会学研究者の誰もが容易に認めるところであろう。ここに逃亡奴隸法と人身自由法とを（さらには、これまた誇張された地下鉄道組織も含めて）、1850年～1860年の地域間危機をもたらした要因であると観じ、両法の研究を内戦前史の重要事項の一つとしてとりあげねばならぬよう求められていると主張する基点がある。以下、両法をめぐる緊張を高めていった顕著な事件の極めて限られた例のみを追うことによって、地域間危機を考察しつつ、それを内戦にと至る道程上に位置づける。

諸事件を追うことの他に、或いはそれ以上に留意すべき点がある。すなわち対極的な両法のいずれが、合衆国憲法によりよく支持されるかの問題——換言すれば、いずれのセクションが法律の支援を受けうるか、またその支持を受けとりえないセクションはそれを何によって補填、或いは代替することを必要としたかである。先取りの示唆は、次の2人の自由州白人によって与えられるであろう。

奇妙に見えるかも知れぬが、逃亡奴隸法は奴隸解放宣言もすでになされて後の、1864年6月になってはじめて廃棄されている。同法成立後（1793年制定、1850年修正強化）、それは一部で常に非道徳的、非人道的、非キリスト教的であると同時に、違憲であると考えられてきた。^⑪しかし同法の欠陥、非人道性が如何

にあらうと、後年では同法が合憲的とする点では広汎な合意が認められる。たとえばリンカーンは、「彼の政治的未来を賭けて」同法の合憲性を認め、1860年共和党全国綱領に反逃亡奴隸法条項を挿入したいとするチェイス（Salmon P. Chase）の希望に強く反対した事実がある。²²

ウエイドは逃亡奴隸法への反撃戦略を「ひそかに」洩らしている。「私は“州権”〔論〕に依拠せんとし、また現今のような諸事象への適切なる回復策として1798年、99年のヴァージニア・ケンタッキー決議を蘇生させようとしている……同決議がかつての“外人および治安法”に対する〔適切なる反対策であった〕如く、“逃亡奴隸法”の施行に反対するために」、と。ここにはウエイドといえども同法の合憲性を含意的に認め、その連邦法への対抗策として、南部の持論でさえあると考えられていた「州権論」に依拠せざるをえぬと考えたことが示されている。

合憲か違憲かの問題、そして州権論が浮上した。それらは後年の史家にとっても、避けて通れぬテーマであった。1921年、A・ジョンソンは逃亡奴隸法の合憲性についての賛否両論を詳さにとりあげ、次のように結論した。同法は「あらゆる細目において合憲的であると宣せられねばならない」。より最近では、同法の立法史と合憲性を扱って批判的見解が示されている。²³

州権論——については、北部（たとえばウエイド）が逃亡奴隸法に対しては州権論の立場をとり、事実その結実としての人身自由法を生みだしていくに対し、従来「州主権論を唱えたセクションが、逃亡奴隸法の強力かつ全国的実施を求める点において、本質的には中央政府の権限増加を要求する法を採用したという政治的皮肉を持つ」としているが、ベスターは州主権論を州権論と區別して、権利ではなく力の理論だとし、南部が奴隸制を地方的でなく全国的な制度とするため使用したのは前者の論であったと主張する。その論述も考察の対象の一つに算入されねばならない。²⁴

多分、最も簡潔だが正しい結論は、「1850年以後、逃亡奴隸の追求はまさしく逃亡奴隸法そのものへの追求と同じく、現実的事象よりもよりシムボリックなものとなった」との叙述を首肯することであろう。シムボルとなったがゆえに、それへの解明にはより多くの側面をとりあげねばならないのもけだし当然

であろう。逃亡奴隸法とそれが惹起した諸問題は、まさに「かつては不評であった運動〔南北双方における〕への共感をかちうるのに途方もない価値」をもたらしたのは、疑いのない事実である。戦争という最高度の政治的「運動」についての考察は、かかる問題の研究回避を許さないであろう。

（註）

- ① このうち後者については、それを処理すべきダグラスの住民主権論とともに一部すでに扱ってきたし、さらに別の機会にも述べるつもりである。拙稿「“明白なる天命”とウイルモット条項——南北戦争への序曲」大阪経済法科大学論集第五号（昭和53年3月）。「1850年妥協の成立と准州設立法——住民主権論の登場」同第七号（昭和54年3月）を参照されたい。
- ② Richard K. Crallé (ed.), *The Works of John C. Calhoun* (6 vols., 1968), VI, p. 292.
- ③ これに関する最近の研究として次の著作がある。Stanley W. Campbell, *The Slave Catchers: Enforcement of the Fugitive Slave Law, 1850-1860* (1970); Thomas D. Morris, *Free Men All. The Personal Liberty Laws of the North 1780-1861* (1974).
- ④ *Ibid.*, p. 131.
- ⑤ Martin Duberman, “The Northern Response to Slavery,” in Duberman (ed.), *The Anti-Slavery Vanguard: New Essays on the Abolitionists* (1965), pp. 395-413.
- ⑥ Morris, *op. cit.*, p. ix.
- ⑦ William Wiececk, “The Great Writ and Reconstruction: The Habeas Corpus Act of 1867,” *Journal of Southern History*, XXXVI (1970), pp. 530-549.
- ⑧ Leon F. Litwack, *North of Slavery: The Negro in the Free States, 1790-1860* (1965); do., “The Federal Government and the Free Negro,” *Journal of Negro History*, XLIII (1958), pp. 261-278.
- ⑨ 確かに人身自由法はこのような両側面を有する。そのゆえに両面の考察がなされるべきであるが、ここではモリスの次の行文に従って、該法の主として理想主義的側面に考察の比重がおかれる。「人身自由法は南部の奴隸取締法への一つの対極を代表する」。Morris, *op. cit.*, p. x.

- ⑩ Harold M. Hyman, *A More Perfect Union. The Impact of the Civil War and Reconstruction on the Constitution* (1973), p. 24. 傍点引用者。
- ⑪ J.G. Randall, "The Civil War Restudied," *Journal of Southern History*, VI (1940), p. 446.
- ⑫ 1860年センサスによれば、合衆国の全奴隷人口は395万3,760人、報告された逃亡者は803人である。因みに1850年センサスによれば、サウスカロライナにおいて総数4万人の奴隷のうち、逃亡者は僅かに16人と記録されている。*Eighth Census of the United States, 1860: Population*, pp. ix, xvi; Russel B. Nye, *Fettered Freedom. Civil Liberties and the Slavery Controversy 1830-1860* (1963), p. 277.
- ⑬ Allan Nevins, *Ordeal of the Union* (2 vols., 1947), I, p. 375 and note 46. 北部に逃亡した人数とその価値の決定は非常に困難である。しかし南部スポークスマンが、しばしばその金銭的損失を誇張したことは疑問の余地がない。この点については次をみよ。Larry Gara, *The Liberty Line: The Legend of the Underground Railroad* (1961), pp. 36-40.
- ⑭ この問題を最も良く論じたものとして次をあげうる。Nevins, *op. cit.*, pp. 383-386; Nye, *op. cit.*, pp. 277-278 and note 92.
- ⑮ Andrew C. McLaughlin, *Constitutional History of the United States* (1963), pp. 340ff., 539; Albert B. Hart, *Slavery and Abolition* (1906), p. 230; Herbert Aptheker, *The Negro in the Abolition Movement* (1941), p. 13.
- ⑯ Nevins, *op. cit.*, p. 382; Campbell, *op. cit.*, Table 12, p. 207.
- ⑰ *Congressional Globe*, 32 Cong., 2 Sess., App., p. 124; McLaughlin, *op. cit.*, p. 539.
- ⑱ *Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 123; Nevins, *op. cit.*, pp. 383-384; Larry Gara, "The Fugitive Slave Law: A Double Paradox," *Civil War History*, X (1964), pp. 230-231.
- ⑲ Nevins, *op. cit.*, pp. 383-384.
- ⑳ *Ibid.*
- ㉑ Theodore C. Smith, *Parties and Slavery, 1850-1859* (1906), pp. 15-16.
- ㉒ Holman Hamilton, *Prologue to Conflict. The Crisis and Compromise of 1850* (1964), p. 171.
- ㉓ Hyman, *op. cit.*, p. 23.

- ②4 Allen Johnson, "The Constitutionality of the Fugitive Slave Acts," *Yale Law Journal*, XXXI (1921), pp. 161-182.
- ②5 Campbell, *op. cit.*, p. 41. なおベスターは法理論を避けながら、ジョンソンに批判的である旨の主張をしている。Arthur Bestor, "State Sovereignty and Slavery. A Reinterpretation of the Proslavery Constitutional Doctrine, 1846-1860," *Journal of the Illinois State Historical Society*, LIV (1961), pp. 130-136.
- ②6 Gara, "Fugitive Slave Law," p. 229. 傍点引用者。
- ②7 Bestor, "State Sovereignty," pp. 117-180.
- ②8 Hyman, *op. cit.*, p. 172.
- ②9 Gara, *Liberty Line*, p. 141. 傍点原著者。

（二）新逃亡奴隷法への両セクションの対応

1850年12月、大統領フィルモアが国会に送ったメッセージは、大妥協を高く評価し各セクションがそれを遵守することを求めている。すなわち前会期で法制化された諸施策は、数々の極めて危険で刺激的な諸問題を落着させた。それは「その性格において、最終的かつ消去しがたいもの」であり、国会はそれを「窮極的解決策」として尊重すべきことがすすめられていた。^①

「窮極性」が全国的標語となった。ダグラスも同じ辞句で大統領に賛意を示し、同僚議員に奴隷制問題解決の確認を迫った。「アジテーションをやめ、論戦を休止し、この問題を消去しよう」と。南部でも上院議員フーツ (Henry S. Foote) は、国会がこれを最終的解決であることを確認すべしとする決議案を導入した。同一内容の決議は次の会期、下院において103対74の票決で通過したが、そのうち反対は北部派54、南部派20と記録されている。この数字は両セクション内で幾らかの反対分子の存在がある一方、大妥協^②が全国的に窮極的解決として受容されたことを示している。^③

しかしこの「最終的解決」には、大きな前提条件がそれぞれの側から附されていた。^④その最大のもの、そして両セクションの人々に最も視認しやすい対象物としてとりあげられたのが逃亡奴隷法であった。ウイルモット法案で触発された危険な奴隷制問題を回避し、地域間融和を回復するという至高の目的で、

1850年時の練達の政治家たちが大妥協の中に挿入したこの法律が、新しい別の標的になろう、とは。

後日、それはその目的とはおよそ異なった大効果を持ち、逆に地域間危機をなはだしく刺激することを自証する。それはウイルモット条項よりもむしろ大きな炎をあげる素地となった。ウイルモット条項は、或いは実現化されぬかも知れぬ仮説上の奴隸を扱うものであった。しかし逃亡奴隸法は、自らの生命を賭けて自由を得んとした生身の人間に関する法であった。ウイルモット条項は、広大なミズーリ河以遠の未住の遠隔の地を扱った。一方、逃亡奴隸法は、ニューイングランドその他多くの都市に潜み住む男女を扱った。ウイルモット条項は、難解な憲法問題をめぐるものであった。他方、逃亡奴隸法はそれと同時に、より感情的刺激にかかわる問題に絡みあっていた。たとえば「ウイルモット条項に活力を与えるより遙かに劇的に、エリザが凍ったオハイオ河を渡河して逃亡し、ニグロの窮状を世間に示してみせた事件が、逃亡奴隸法問題に活力を与えた」。それはまさに「現下の諸問題をすべて包括するトピックス」を提供することになったのである。

逃亡奴隸法は、大妥協諸法というより大きな全体の中の一部にしかすぎず、そして中心的地位を占めるものでもなかったが、この問題をめぐる論議は重大な地域間衝突招来の要因となった。

このことを指して、多くの史家はそれぞれ次のように表現している。「逃亡奴隸法は大妥協の中で最も爆発的な部分であった」、「大妥協の中で最も厄介な部分」、「大妥協全体の中で最も運命的な法律……困惑的なまでの憲法上の諸問題」等。まさに大妥協がなされて後の「最大の国内問題」は、逃亡奴隸法であった。たとえば地域間問題は数多くあったが、それらはすべて同法にかかわるものであった。従って同法の受容と、忠実な施行とが大妥協の成否——すなわちユニオンの安泰に通じた。南北双方で若干の敵意と急進主義が認められるものの、以下に掲げる分析が示す如く、ほとんどの人がこれにより奴隸制問題についてのアジティションをやめ、地域間調和を望んだからである。まさしくその逆の効果を認識していたのが両セクションの急進派であって、彼らは逃亡奴隸法の拒否が自らの地歩強化に資するとしてアジティションをくり返したのである。

かくて両セクションにおいて、ナショナルリストとセクションナリストの攻防が展開された。

「アジテイション継続派」と「最終的解決策受容派」の勢力を、第32国会両院における投票グループが次のように示している。もちろん第32国会は、いわゆる地域間係争問題の他に、旧来の土地問題、内陸改良問題、外交問題——それらはいずれも、この期における合衆国の目ざましい拡大と発展によって、新しい規模と活力を得ていた——等を審議した。しかし下院では地域間係争問題に関して、八つの独自の案件があった。その投票分析は、一史家によれば次の如くである。

〔下院—第32国会〕

地域間問題、政党別分派

	民 主 党		ホイッグ党	
	議員数	百分率	議員数	百分率
アジテイション継続	35	33.0	29	46.0
中 道	6	5.8	3	4.8
アジテイション反対	65	61.2	31	49.2

地域間問題、地域別分派

	北 部		南 部		西 部	
	議員数	百分率	議員数	百分率	議員数	百分率
アジテイション継続	38	58.5	10	13.7	20	52.6
中 道	3	4.6	5	6.8	2	5.3
アジテイション反対	24	36.9	58	79.5	16	42.1

明らかに、この問題について北部と西部は内的分裂を示している。南部はそれに比し団結しており、かつおよそ80%の「アジテイション反対」、すなわち大妥協好感を示しているのが注目される。

地域と政党とを結びあわせた投票分析は次の如くである。

	ホイッグ党			民主党		
	北部	南部	西部	北部	南部	西部
アジテイション継続	19	0	10	17	10	8
中 道	2	0	1	0	5	1
アジテイション反対	8	23	0	16	33	16

西部ホイッグは地域間問題についてアジテイションの継続を欲したが、ここで

も南部はホイッグ党23の全員と、民主党員33名とが超党派で、奴隷制問題へのアジテイションを拒否しようとしている。

上院における投票分析は、政党、地域を問わず下院の諸グループに比し凝集性の高いことを示している。

〔上院—第32国会〕

地域間問題、政党別分派

	民主党		ホイッグ党		フリーソイル党	
	議員数	百分率	議員数	百分率	議員数	百分率
アジテイション継続	2	6.7	1	5.5	3	100
中 道	2	6.7	3	16.7	0	0
アジテイション反対	26	86.6	14	77.8	0	0

大多数の上院議員は、これ以上のアジテイションを欲しなかった。3人のフリーソイラー（オハイオのチェイス、ニューハンプシャのヘイル、マサチューセッツのサムナー）は、明らかに逃亡奴隷法反対の活動を継続したいと欲した。^⑬

地域間問題、地域別分派

	北 部		南 部	
	議員数	百分率	議員数	百分率
アジテイション継続	6	21.4	0	0
中 道	5	18.0	0	0
アジテイション反対	17	60.6	23	100

南部は100%のアジテイション反対を表明し、これと対極的な立場をとったのは従ってすべて北部人であって、彼らは前述の3名に加えて、1人のホイッグ党員（ニューヨークのシュワード）と、2人の民主党員（ウイスクンシンのドッジとオハイオのウエイド）で構成される。いずれもこれ以後、従前にもまして有能な反奴隷制運動のリーダーとなる人たちであった。

これらの分析から、我々は各セクションがそれぞれの内的闘争を通じて「妥協好感派」候補を支持し当選させ、それにより逃亡奴隷法の批准を確実にし、「第二の好感情の時代」(1851年～1853年)を到来させようとしたことをうかがいうる。北部のフリーソイル運動に具体化している奴隷制抑止論者、南部のより脅迫的な分離論者たちの、いずれも少数ではあるが潜在的に強力なセクショナル・グループの存在を否定しえないとしてもである。^⑭

北部諸州における大妥協擁護派の問題は、同妥協が公正であるとの根拠に基づき、反奴隸制傾向を有する人々を説得して、奴隸制についてこれ以上のアジテーションを控えさせることであった。その際、北部がこれを最終的解決策として受容しない限り、南部諸州は分離に向かうであろうとの説が最も多く使用された。大妥協の「中核」をなす住民主権論、すなわちユタおよびニューメキシコから奴隸制を明言的に排除しなかったことは重要ではないと説得するのは比較的容易であったが、「逃亡奴隸法を受容させるのは、最初は困難な作業のようにみえた」。

逃亡奴隸法への激しい敵意を示したアジテーションに対し、北部ではすぐさま対抗運動が展開された。民主党においては、キャス、ディキンソン、ダグラスが、ホイッグ党ではチョーツ、ウェブスターが精力的にこれを指導した。彼らの側には上流社会、聖職者、実業家、それに永年の奴隸制論争に倦んだ人々のすべてが加わった。

多くのエピソードは、ほとんどの北部市民、またニューイングランド以外のほとんどのコミュニティが、逃亡奴隸法遵守の態度をとったことを示している。確かにウェブスターへの激しい非難はあった。しかし同様に彼の逃亡奴隸法擁護も最も熱意がこもっていた。70歳という彼の年齢からみて、逃亡奴隸法通過後12か月間に記した膨大な量の書簡と、11回の演説、朝の3時に起きて演説に備え絶え間ない活動の中で17時間も働いたことがその例証である。ブキャナンはペンシルヴァニアにおいて、逃亡奴隸法反対の州知事が1851年選挙で敗れたことを歓迎し、逃亡奴隸法へのこれ以上のアジテーションの増加を一般人心は好んでいない、と同州の感情を概括した。北部急進主義への嫌悪を示す顕著な例として、フリーソイル党と同党系紙がほとんど完全に崩壊したことが注目されよう。1851年末までに、ニューイングランド、ウイソコンシン、オハイオ以外では、同党は死滅したと考えられている。

経済的圧力も、北部人に逃亡奴隸法の甘受を強制した。一史家は、南部“Slave Power”と北部“Money Power”が手を組んで北部の民意を縛ったとしているし、いま一人の史家は、南部の“Cotton Terror”に北部商・実業界が屈したと記している。

その典型がニューヨークにみられる。同州民主党大会は、大妥協を是認していた。一方ホイッグ党は、大妥協に反対し奴隷制論争の再開を目論んでいるシュワード＝ウード分子に支配されていた。これは商人にとっては深刻な闘争を覚悟しなければならぬことを意味した。なぜなら「我が資本家と商人と実業家の十分の九」は、ホイッグ党員だったからである。商人が当惑したのも不思議ではない。この危機に対処する最善の方法について、実業界には二つの考え方があった。一つは同州ホイッグ党から、シュワード＝ウード派の支配力を駆逐し、代りに大妥協好感の保守派にリーダーシップを与えることであり、その二は新党を結成するか、超党派で「ユニオン勢力」を育成するかであった。この第一のラインからは、シュワード主義に反対してホイッグ党を分裂させ離脱していった保守派、別名“Silver Grey”と称せられるに至るグループが誕生する。

この“Silver Grey”と、その離脱を驚きもせず受けとめたニューヨークの商人が、ホイッグ党州大会で確固たる地歩を占めた。その説明はさほど、困難ではない。すなわち彼らはシュワードの是認は、南部側に北部の最も有力な州が、逃亡奴隷法を遵守しない証左と受けとられることを十二分に承知していたからである。

この時点で南部からの多くの書簡が、北部で大妥協を非難している地区との交渉杜絶、ことに逃亡奴隷法を遵守せぬと誓った者への没交渉とボイコット感情のあることを示唆した。「諸君のビジネスを救いたいなら、目をさまし諸君自らをみつめねばならない」と。かかる警告への商人の反応は早かった。それが前述の第二の考え方を、すぐに現実のものとしたのである。

重要な運動が展開された。ホイッグ党系商人と民主党系実業家との談話があり、いわゆるユニオン集会在が召集された。1850年10月23日、キャッスル・ガーデンにおける超党派のユニオン集會を告げる最初の広告が掲載された。そしてこの集會の趣旨に同意する旨の署名を集めるのに大した困難はなかった。1週間以内に1万人の署名が終り、さらに署名が集まりつつあって記録に残しえない。しかし一先ずは、ブロード街、パール街、ウォール街、手形交換所のすべての商・実業家の間にあって、僅かに8名のみが同集會の召集状にサインしな

かったと報告されている。

③
 ジェワード派のニューヨーク・トリビューン紙が、かかるビジネス・インタレストの動きを経済的圧力によると指摘したのは当然である。たとえば、南部仲買人たちは「アポリシヨニストの間屋」からは商品を買わないと公言している。しかし反奴隷制派商人への敵意ある行為は、南部側からよりも、北部側の陣営の方でより多く見受けられた。ポストン・コーリア紙は、1851年春、逃亡奴隷法に抵抗する店主、法律家、医者、さらには牧師にまで組織的にボイコットをかけるよう提唱している。また「当市の一、二の絹商館が南部交易において、自分たちより成功している競争者を追いおとそうとするたくらみ」の下に、ユニオン集会への召集状にサインしなかった人たちの「名前を印刷」し、「その名前にマークが附されて我が市場の南部の購買者たちがそれを知り、彼らをボイコットする」よう働きかけている、と。これはまさにトリビューン紙の指摘するように“Cotton Terror”の利用であるとともに、自陣営内ユニオン派の圧力であった。自陣営内の“Money Power”圧力の例示は簡単である。若い一商人が反奴隷制を唱え、或るフリーソイルの会に出席した。その結果すぐに老舗の商会は彼に客を送らなくなり、銀行に融資を申しこめば「申訳ありませんが、貸方勘定が非常に逼迫していますので」と断られ、積出しを頼めば鉄道からは「恐縮です。しかし車輛がございません」と言われた。この若い商人は屈伏するか破産しなければならなかった。④
 まさに世論は、北部の“Money Power”と南部の“Slave Power”に圧せられたのである。その結果は次のような一般的感情にと転換的に定着する。

商人の中には、大妥協に含まれる逃亡奴隷法への嫌悪のゆえに、大妥協を支持したのは誤りであったとする者もあった。人道主義的観点から同法の廃棄を求めた商人もあった。⑤
 しかし今や世論は急速に変化していた。黒人の運命よりも自らの利益が、そしてその基底であるユニオンの安泰が第一義であった。

前述のキャッスル・ガーデン集会は、全国に同様のユニオン会議を開催させる先鞭となった点、およびこの集会が奴隷制に対する商人の態度を可成り鮮明にみせている点で意義深いものであった。同集会での演説や決議にみると、三つのテーマが強調されている。第一は、商人の奴隷制に関する、ことにアポリシ

ヨニスト運動についての一般的立場を扱ったもの。第二は、商人の大妥協に対する、ことに新しい逃亡奴隸法への態度について。第三は、将来において「奴隸制問題をめぐるアジテイションを終息させる」ために商人は如何なる行動をとるべきか、である。ここでは当面、第一と第二のテーマへの要約的対応を示しておく。

第一のテーマについては、奴隸制は悪であり、合衆国から消去せねばならぬとの「一般的合意」があった。しかし奴隸制は南部の社会的、経済的生活と極めて密接しているゆえに、その消滅は長時間をかけてなさるべきであるとの「完全合意」があった。その上さらに、奴隸制の廃止については、南部自身がその時期を決すべきものであって、北部はこの作業につき「彼らに干渉すべきでない」ことが確認された。

即時廃止を唱えるアポリシヨニストに対しては、ニューヨーク商人は極めて冷淡、というよりも攻撃的であった。「かかる主張やそれを宣伝する者に対しては、無慈悲な闘争を行なう」のが彼らの義務であり、「アポリシヨニストの原理やその指導者とは妥協せず」、「それらを有毒な雑草として根絶せねばならぬ。我々はそれらを世論にかけて禁止し、我々の只中から駆逐せねばならぬ」。なぜならアポリシヨニストが時流を制すれば、合衆国の経済的、社会的構造の壊滅をもたらすからであった。それはビジネスの混沌を意味し、「西印度諸島においてそうであった如くの産業の衰退に至るであろう」。これらが商人の、そして北部の一般的合意であった。アポリシヨニストや過激な議員たちは政治の舞台から遠ざかり、穏健派が制勝する機運が見てとれたし、実現もしたのである。

第二のテーマは、逃亡奴隸法に関するものであった。この法については、すべての非妥協的反奴隸制派の怒りが集中した。自由諸州における多くの地区で、同法は違憲、不道德、非キリスト教的、正義と宗教のあらゆる根源に反する法ときめつけられた。インディアナ州での声も強かったが、シラキューズの大衆集会の宣言がそれらすべてを代弁している。「同法の制約は全くの無効ナル・アンド・ボイドであり、人民によってそうさるべきである」と。

この種のアジテイションに対し、北部の大妥協擁護派は強力な対抗運動を展開したが、そのモデルともいうべきものが前述のニューヨーク市におけるユニ

オン集会であった。アボリシヨニズムには反対だが、苛酷な逃亡奴隸法には良心の痛みを覚えるという大多数の人々を対象に、多くの演説会が催された。

良心の重荷から解放させること——「我々北部人は、先ずこの新法についての誤解を払拭せねばならない」、多くの演説はこの点から始まっている。ニューヨークの著名な法律家たちは、逃亡奴隸法の合憲性を納得させるのに努力したのである。たとえばジェラードは、この新法が「1793年の逃亡奴隸法を消去し、それにとって代った」ものではなく、「その法を単に修正しただけ」のものであり、従って全く合憲であることを証明するため長口舌をふるい、最後に「私の最善の判断によると、この法を慎重に研究した結果、その合憲性に反対する如何なる論も主張しえない」と結論している。^⑧

この時点で逃亡奴隸法を擁護し、北部人の説得に当たった人々が、他の多くの北部人と同じく、この新法によって逃亡奴隸や北部の自由黒人が厳しい運命にさらされるであろうことを認め、かつそのことに心を動かされていたことは事実である。しかし彼らの商業利益と哲学とが、それを克服し排除しざったことが次のような発言にみとれる。

すなわち南部は1850年大妥協における「南部のかちえた唯一の利得」として、この逃亡奴隸法を見做していること——そしてこの法が北部での励行反対により空洞化される事態が惹起すれば、勝利の女神は南部分離派に赴くであろうことを認識すべきである、との主張が一般であった。さらに我々の関心をひきつける発言をあげることは容易である——この新法の侵犯は、ひとり南部人の安寧を危うくするにとどまらない。この法は結局のところ、財産を保護するものであり、この法の際限なき侵犯は北部の商業的、実業的財産の所有者への深刻な結果を生ずるであろう。いま問題とされ、保護を否定されているのは、奴隸という種の財産である。次には商業や通商という形の財産が、同じ危険に逢着しないと確言できようか。逃亡奴隸法擁護派のひとりエヴァーツ (William E. Evarts) 曰く、「この法を破る者は、すなわち法一般を破る者であることを悟ろうではないか」と。^⑨

この思考の実現化、奴隸制問題アジテーション終息のためにとるべき策は、保守的なユニオン政党の結成であった。それは商人からの政治的、財政的支持

を待っていた。商人の組織化が活発となった。この方向で策が講じられぬ限り、年毎にビジネスの麻痺が加わり、商行為も全般的に行詰まるであろう。「我々はアフリカ人についての意見の相違で、この繁栄の見通しを危うくさせてはならない」、逃亡奴隸法はそのために必要であり合憲的として擁護されねばならぬ。「我々は依然としてこの法を支持する」^⑧。このような決議の下に、ニューヨーク州のユニオン党が発足した。同設立委員会の声明「反アポリジョン、反シェワード、反デマゴギーズム」が、端的にその性格を物語る。1848年に「妥協拒否」集会をスポンサーした同じ商人たちが、今や逃亡奴隸法擁護の指導的な提唱者へと変化を終った。^⑨

ニューヨーク州のこのような動きは、他の北部諸州では旧来の二大全国的政党の復活という形に表現される。反奴隸制ホイッグ黨員、奴隸制反対の民主党員、フリーソイラーのコアリジョンが各州で分裂をみた。なぜなら多くの人々が、もとの党に復帰したからである。そして1852年選挙には、この二大政党とも、逃亡奴隸法を含め奴隸制問題へのアジテーション終熄を強くそれぞれの全国綱領の中に盛りこんだ。^⑩ 両党のリーダーともに、自党を再整備し、アフリカ人問題よりもアメリカ政治の例の「古き諸問題」——関税、内陸開発、公有地問題等——の幾つかについて、他党に挑むことを選び、望んだのである。

奴隸制は背景へと押しやることができた。当時の経済的活況が、奴隸制問題の棚上げを一層容易にした。この問題に関しては、合衆国は旧来の政策に帰った。両政党も、政府機関も、奴隸制問題を建設的に処理するには作動しなかった——それらは単に表層的な調整をする以上には組織化されていなかった、と言った方が真実に近いであろう。中心的な難問、すなわち南部における奴隸制、貧困、人種間調整という三頭を持つ怪物は、依然として処理を待っていたし、年毎に成長しつつあった。しかし南北双方のセクションとも、「若干の怨恨は残っていたが、ほとんどの人が[この極めて巨大な]奴隸制問題についてのアジテーションをやめたいと欲していたのは明白である」。^⑪

北部と南部の急進派の直面した状況は著しく異なっていた。逃亡奴隸法を含む大妥協に対し、南部急進派の持つ選択肢は極めて限られていた。彼らは大妥協を全的に許容する代りに、それへの全面的攻撃をかけ、分離の脅迫を行なう

か、それを実現しなければならなかった。ジャクソン期、南部人はナリフィケーションに値すると考えられた連邦法を突きつけられた。今や彼らにはそのような選択肢がなかった。立場は逆転した。ナリフィケーションすべき法律(逃亡奴隷法)を持ったのは、北部急進派の側であった。

彼らは大妥協の中の一部を摘出した。すなわち逃亡奴隷法がそれであり、それをとりあげ服従を拒否し、非難的に仕上げえた。彼らは部分攻撃的で比較的に気楽なステップを踏みえた。そして彼らの道徳性の至高さをかざすであろう。一方、南部急進派には、そのような有利なコースはなかった。彼らは猪突猛進するか、沈黙を守るかであった。

北部急進派の攻撃に対し、南部急進派は何をなしえたか。彼らがナリフィケーションの条文は大妥協の中に何一つなかった。それはオール・オア・ナッシングであり、ナッシングとはすなわち分離と内戦であった。彼らはそのことを十二分に知っていた。しかしどれだけの南部人が、かかる選択肢をとるであろうか。

猪突派の対応は早かった。レット、ヤンシー、コルキット、ウイグフォール等は、すべて分離を叫んだ。スローガンに要約される彼らの主張は、コルキットの「36度30分ラインか、でなければ戦闘」であった。ジョージア州前知事で南部権益党の主たる組織者マクドナルド(C. J. McDonald)は、全的同意をこれに与えている。またナッチス・フリーツレイダー紙(1850年9月25日)の社説は言う。分離権は「合憲的、平和的で安全な救済策」であり、「すべての権利の中でも最大の権利であって、それなくば他のすべての州権は瑣末的」である。と。デイヴィスによれば、「分離論は民主的理論」であった。分離は平和的であり、敵対者に武力を行使するものではないゆえに叛逆とはなりえない。平和的な分離と、武力に訴えることによって成就される革命との間には、格段の相違がある、と。彼らにも曲りなりに一応の理論はあった。しかしどれだけの勢力を集めうるか。

全南部的規模での、南部ユニオニストとセクションナリストの政治闘争は、1850年テネシー州のナッシュヴィル大会にうかがいうる。

6月の第1回会合では、9州から100人以上の代表が参集した。国会が休会に入ってから、11月に再会することが決せられていたため、第2会期は予定通り

召集されることになった。この短い期間での情勢変化は激的であった。

南部ユニオニストは、同大会をボイコットしようとしていた。僅かに7州から、しかも正式の代表として選ばれなかった59名が参加したにすぎない。「南部の救済は分離にのみ存する」との政策に、ほとんどの南部人は賛同しなかったのである。彼らは少なくともこの時点、ユニオンを指して国内平和を持続させるもの、この広大な国内における自由交易と社会的交流を保証するもの、例のない繁栄を保持させるもの、そして南部の自治は真に脅威にさらされてはいないと観じたのである。統一イタリア、統一ドイツが彼方での愛国者たちの白昼夢である一方、そのような時点で、アメリカ人がユニオンというものの利点に余りに長く馴染んできた感はあるが、統一の価値を、それを破壊することで試してみようとは決して望まなかったのである。各州、各地で南部分離派は敗退した。そして今やジョージア州が発言する時を迎えていた。

分離かユニオンかの最終的決着をつけたのが、ジョージアの州大会選挙であった。ナッシュヴィル大会閉会后、1週間足らずのうちにジョージアは州大会への代表を選出した。この戦略的に重要な州において、決定的影響力を持つチームズとステーヴンスは、すでにユニオン支持に転向していた。この2人はコップと協同して、同州の南部権益派民主党員に対抗するため、超党派の「立憲ユニオニスト」を組織した。この「ジョージアの三巨頭」のコアリションは、棉花価格の高値と全般的な好況の支持をうけて、分離運動を粉砕する好機に恵まれた。同選挙は4万6,000票対2万4,000票の潰滅的大差で、分離派が敗北したことを報告している。ユニオニストが、この基軸州を支配したのである。

翌12月に開催された州大会が、後に弘く「ジョージア綱領」として知られるに至る「南部の真の最後通牒」、以後数年間、南部政策のコーナーストーンとなった決議を、可決した。一史家によれば、その採択状況は「237対19という驚くべき票差」であった。

この決議は次の文言で始まる。ジョージアは大妥協を「全面的に是認するものではない」が、「この地域間論争の恒久的調整策として、それを遵守する」と。そしてジョージアがユニオンにとどまる条件を明確に規定している、すなわち第4決議がそれである。長文の第4決議の精神と、本考察に関係する部分

を摘記すれば、この最後通牒、つまり新しい契約を或るセクションが破った際には、他の側はもはやその背信のパートナーとユニオンを維持することは決してないとした上で、特に「適切なる諸権威により、逃亡奴隷法が忠実に励行されることに、我々が熱愛するユニオンの維持がかかっている。それが本大会の熟慮した意見である」と、ユニオン維持の条件を明記して結んでいる。これは当時の大多数の南部人の態度を摘要化したものである。彼らは逃亡奴隷法の撤廃、或いは如何なる修正に対しても、ユニオン分裂を賭けて抵抗するつもりであった。

それはユニオニズムと南部権益論の二大原理を、巧みに融合させたものであった。そのいずれもが、南部人にとって貴重であったからである。それはユニオンを固く支持するという点で、全くユニオニストの文書であった。同時に南部の権益を一つだに軽視したり放棄していない点で、全くの南部セクショナルリストの宣言であった。この条件づきのユニオニズム、二面性を持つ綱領のいずれの側面に将来、比重がかかるか。少なくとも当面は、北部側の忠実なる逃亡奴隷法励行がユニオンの静謐を持続させるであろう。このことは1851年夏、猪突派の金城湯池の一つであるミシシッピ州のユニオン大会でも、極めて強い平和的決議に、次の強い調子の附帯決議を加えることによって再確認されている。「決議、然るべき諸権威により逃亡奴隷法が忠実に励行されることに、我が熱愛するユニオンの維持がかかっている。それが我々の熟慮した意見である」。

ヴァージニア州の態度も、また辞句も同じであった。ノースカロライナ州議会と、同州各紙の警告も同様のものであった。ノースカロライナ・スタンダード紙は、「神と人の前において……諸君がこの単純明快な正義の法を守らぬならば、絆は断ちきられるであろう」と主張している。要するに大妥協を受容した南部の人々は、これ以上の南部権益の侵害を許さぬとする点で一致していた。逃亡奴隷法は「その結果がどうなるうとも……励行されねばならぬ」、それがユニオン維持の条件だったのである。

(註)

① Message to Congress, December 2, 1850, in James D. Richardson (ed.),

A Compilation of the Messages and Papers of the Presidents, 1789-1902 (11 vols., 1907), V, p. 93.

- ② *Cong. Globe*, 32 Cong., 1 Sess., pp. 976-983, and App., pp. 65-68.
- ③ 大妥協が一般に許容されたことについての良き叙述は次をみられたい。
Nevins, *op. cit.*, pp. 346-352, 396-404; David M. Potter, *The Impending Crisis, 1848-1861* (1976), pp. 121-122, 126, 129, 233; Smith, *op. cit.*, pp. 14-27; Joel H. Silbey, *The Shrine of Party: Congressional Voting Behavior, 1841-1852* (1967), pp. 123-124, 268 note 22.
- ④ Nevins, *op. cit.*, Chapter XI "Southern Acquiescence—With Conditions," pp. 346-379 and Chapter XII "Northern Acquiescence—With Reservations," pp. 380-411.
- ⑤ Gara, "Fugitive Slave Law," p. 229.
- ⑥ Potter, *op. cit.*, p. 130; Nevins, *op. cit.*, p. 386.
- ⑦ そのことは次の二つの事実によって示され、かつ予測された。逃亡奴隷法は驚くほどに短い審議時間で通過した——それは同法が当時の中心的法案ではなかったことの例証である。しかしそれへの投票パターンは、来るべき嵐を予測する何かを暗示していた。大雑把に言って、国会の北部議員のうち5人に1人のみが同法に賛成投票した。より詳細な数字を示せば、北部154国会議員のうち賛成34、欠席もしくは棄権32——その中には大妥協の北部推進派のチャンピオンであったダグラスとキャスが含まれている。Potter, *op. cit.*, p. 130 note 17; Johnson, "Constitutionality of Fugitive Slave Law," p. 169.
- ⑧ Hamilton, *op. cit.*, p. 168; Norman L. Rosenberg, "Personal Liberty Laws and Sectional Crisis: 1850-1861," *Civil War History*, XVII (1971), p. 29; McLaughlin, *op. cit.*, p. 534.
- ⑨ Silbey, *op. cit.*, pp. 124, 126.
- ⑩ 逃亡奴隷法は明らかに南部への「賄賂」であった。それゆえに北部急進派の激怒とアジテーションをもたらすのだが、南部急進派が同法を含んだ大妥協に反対したのは、同法が北部の圧力下に事実上、空文化され遂には廃棄されると、みたからである。従って彼らにとっては、逃亡奴隷法さえも「南部の損失」であった。*Ibid.*, pp. 122, 266 note 5.
- ⑪ これらは二系列に分ちうる。一つは奴隷制に関するこれ以上の決議案や法案の上程をやめること。第二は、逃亡奴隷法を含む1850年大妥協のすべての部分を、全国的に忠実に行なうよう求めた案件である。*Ibid.*, p. 269 note 25.

- ⑫ *Ibid.*, pp. 124-125.
- ⑬ *Ibid.*, p. 126.
- ⑭ Smith, *op. cit.*, pp. 14, 28-39. それを実証した1852年選挙の重要性と、それについての秀れた略述は次をみられたい。Potter, *op. cit.*, pp. 232, 233, 262; Arthur C. Cole, *The Whig Party in the South* (1913), pp. 234-237. また分離派の挫折と、これによる戦術転換等については次に詳しい。Arthur C. Cole, "The South and the Right of Secession in the Early Fifties," *Mississippi Valley Historical Review*, I (1914), pp. 376-399.
- ⑮ Smith, *op. cit.*, p. 15.
- ⑯ Silbey, *op. cit.*, p. 122.
- ⑰ Nevins, *op. cit.*, pp. 398, 400, 401.
- ⑱ *Ibid.*, p. 402.
- ⑲ Philip S. Foner, *Business and Slavery. The New York Merchants and the Irrepressible Conflict* (1968), Chapter 3 "Defending the Compromise," pp. 34-54.
- ⑳ *Ibid.*, p. 37.
- ㉑ 離脱分子の中に、ホイッグ党ニューヨーク州大会の議長をしたグレンジャー (Francis Granger) があり、彼の灰色の髪の毛の房が、かかる保守分子に "Silver Grey" の名を冠せしめた。*Ibid.*, p. 39.
- ㉒ *Journal of Commerce*, October 4-21, 23, 24, 26, 1850, quoted in *ibid.*, pp. 39-40.
- ㉓ *Ibid.*, p. 43.
- ㉔ Nevins, *op. cit.*, pp. 401-402; Foner, *op. cit.*, pp. 43-45.
- ㉕ *Ibid.*, pp. 35, 46.
- ㉖ *Ibid.*, pp. 45-46.
- ㉗ Speeches of James W. Gerard and George Wood at "The Union Safety Meeting held at Castle Garden, October 23, 1850," quoted in *ibid.*
- ㉘ Silbey, *op. cit.*, p. 124.
- ㉙ *National Anti-Slavery Standard*, October 17, 1850, quoted in Smith, *op. cit.*, pp. 15, 16-17.
- ㉚ Foner, *op. cit.*, pp. 46-47.
- ㉛ *Ibid.* 傍点原著者。
- ㉜ Speeches of Charles O'Connor and James W. Gerard, October 23, 1850,

quoted in *ibid.*, pp. 47, 48-49.

- ③③ *Ibid.*, pp. 51-52.
- ③④ Silbey, *op. cit.*, pp. 268-269; Richard Sewell, *John P. Hale and the Politics of Abolition* (1965), pp. 142-143.
- ③⑤ その項目は両党の綱領の中に成功裡に採用された。Kirk H. Porter and Donald B. Johnson (eds.), *National Party Platforms, 1840-1956* (1956), pp. 17, 21.
- ③⑥ 当時の棉花、小麦の活発な市況、鉄道建設熱、その他のブームについては次をみよ。Nevins, *op. cit.*, pp. 402-404.
- ③⑦ Silbey, *op. cit.*, pp. 123, 268; Potter, *op. cit.*, p. 138.
- ③⑧ Nevins, *op. cit.*, p. 354; Potter, *op. cit.*, p. 125; Cole, "South and Right of Secession," pp. 384, 385, 386-387.
- ③⑨ Potter, *op. cit.*, p. 126; Nevins, *op. cit.*, pp. 354-355.
- ④⑩ Ulrich B. Phillips, *The Course of the South to Secession: An Interpretation* (1964), p. 138.
- ④⑪ Potter, *op. cit.*, p. 126; Nevins, *op. cit.*, p. 355; Smith, *op. cit.*, pp. 20-21; Avery O. Craven, *The Growth of Southern Nationalism 1848-1861* (1953), p. 125.
- ④⑫ Ulrich B. Phillips, *Georgia and State Rights* (1968), p. 165; Potter, *op. cit.*, p. 128; Nevins, *op. cit.*, p. 355; Smith, *op. cit.*, p. 21.
- ④⑬ *Debates and Proceedings of the Georgia Convention, 1850*, pp. 7-9, quoted in Potter, *op. cit.*, p. 128; Nevins, *op. cit.*, pp. 355-356. See also Henry S. Commager, *Documents of American History* (2 vols., 1958), I, p. 324.
- ④⑭ Potter, *op. cit.*, p. 129; Cole, "South and Right of Secession," p. 383.
- ④⑮ New York *Weekly Tribune*, July 5, 1851, quoted in Nevins, *op. cit.*, p. 379.
- ④⑯ Dean A. Arnold, "The Ultimatum of Virginia Unionists: 'Security for Slavery or Disunion,'" *Journal of Negro History*, XLVIII (1963), p. 115.
- ④⑰ Avery O. Craven, *The Coming of the Civil War* (1963), pp. 265-266. 傍点原著者。同書には、南部各州における同様主旨の論説を掲げた紙名が数多く紹介されている。See also Morris, *op. cit.*, p. 147.

(三) 強化された逃亡奴隷法

ジョージアで、ミシシッピで、ヴァージニアで、そして南部各州で確認された

ユニオン維持の条件は、北部による逃亡奴隸法の忠実なる励行であった。再び南部の一紙を引用しよう。リッチモンド・エンクワイアラー紙の曰く、「一つの国家として、合衆国が引続き存在するのは、逃亡奴隸法の十全にして忠実なる施行にかかっている」^①。これほどまでに南部が執着した逃亡奴隸法とは何であったか。以下にその骨格を摘記する。

クレイは、逃亡奴隸法を南部に対する北部の譲歩とは見做していなかった。彼の考えでは効果的な逃亡奴隸法は、合衆国憲法の要請するところのものであった。クレイのこのような弁護にもかかわらず、逃亡奴隸法には嫌悪すべき多くの条項が含まれていた。そのような諸条項とクレイの合憲論とが、逃亡奴隸法論争に憲法論、道徳的論議、感情論を呼びおこさせることになる。

この新法を支持した人々でさえも、その厳しさを認めた内容は次の如くである。第一に、それは逃亡容疑者に通常の裁判権を与えていないこと、さらに言うなれば、彼が逃亡してきた逃亡元における司法権さえも保証していないことである。第二に、この法によれば逃亡事件には正式の裁判を行わずともよく、諸裁判所によって任命された補助裁判官^{コミッショナー}がそれを裁くことができた。第三に、同法はコミッショナーに対し、逃亡者を原告に引渡した時には10ドル、彼を釈放した時には僅かに5ドルの報酬が与えられると定めていた。第四点に、それは同法施行に当り連邦保安官は、すべての市民に援助、協力を命ずる権限を与えられていた。第三点の逃亡容疑者を返還する際の報酬が高いことについては、^④彼を釈放するよりも書類作成の作業が余計に必要であるからと説明されたが、これは明らかに裁判官が、釈放よりも奴隸主に返還させる判決を誘引する意図を持つもの、すなわち南部側への贈賄的条項として北部人の不興を買ったものである。さらに第四点に対する北部人の不快感も十分に根拠があった。すなわちあらゆる市民は、逃亡奴隸の逮捕を支援するために召集されえし、この法律への干渉と不服従に対しては、最高1,000ドルの罰金と6か月の投獄という罰則があった^⑤。これは多くの北部人の目に、連邦政府が奴隸狩りの仕事に自ら入りこんだのみならず、場合によってはすべての自由州のアメリカ人に奴隸狩りになることを強要しているように映じたのである。

同法の十全のイムパクトを理解するためには、それが逃亡という行動をとっ

た奴隸を取戻すことより遙かに大なる問題に触れるものであったことを知らねばならぬ。約言すれば、それは法律論と、現実の予測される懸念の二側面から考究されうる。

先ず第一の側面として、同法への反対者は正しくも次のように攻撃した。逃亡容疑者は、以前の逃亡奴隸法の場合も同様でありそれが特色でもあったのだが、なお一層に正当な法の手續デニー・プロセス・オブ・ローの恩恵から排除されている、と。また後年、合衆国最高裁判事ハーラン（John M. Harlan）は次のようにきめつけている。「国会は、逃亡奴隸回復の奴隸主の要求を成功的に励行させるに必須だと示唆されうる最高度の工夫をすべて準備して、何一つそれをはずさなかった」、と。^⑥これは攻撃的な“Slave Power”の陰謀が、連邦政府の保護下に、主権ある北部諸州の地ならびに、西部テリトリー（少なくとも36度30分以北の）を侵略しているとの主張に支持を与えているかにみえた。また逃亡奴隸に対する略式手續は、英米法の正義と公正の伝統的な規範を侵犯するかにみえ、奴隸主は反共和主義的怪物との非難に正当性を与えるようにみえたのである。^⑦

同法への北部における大反応のいま一つの側面は、次のような事件と、それに伴う激しい非難によって確認しうる。前述した如く、大妥協は北部人の相当部分から好意をもって迎えられた。しかし大妥協のこの部分、逃亡奴隸法に対してだけは、北部の反応は決定的に不評であった。^⑧このような世論の傾向を、アボリショニストは巧みに攔んだ。その結果、北部穏健派は必ずしも好感していなかったアボリショニスト思想を寛恕するか、彼らの原理に活発な同情を示すかに赴いていった。アボリショニストにとって、この法律は運動が行き悩んでいた原因であったグループ内分裂を糾合させる焦点を準備した。「それは団結と博愛への価値ある傾向」を生んだのである。^⑨

アボリショニストの努力は、北部世論を逃亡奴隸法反対に向かわせることに集中された。彼らによれば、選択は人間の作った法律への服従か、神の律法に従うかであり、「宗教的、道徳的理性に基づくナリフィケーション論」であった。しかしその論法は当然のことながら、含意的に逃亡奴隸法の合憲性を承認するものであった。それゆえ、後に考察する北部の抵抗策としての人身自由法論争、より高次の法原理と、逃亡奴隸法合憲論ハイアーン・ローの間の激しい議論を生起せしめる。

とまれ同法が北部において憤激の嵐を呼んだのは、それが持つ次のような効果が大きいにあずかっている。すなわちそれは単に、同法発効以後、逃亡行為を企てた奴隸を取戻すだけでなく、ずっと過去に逃亡した奴隸をも引戻す法でもあった。かくて同法は、すでに何年間も自由州で平和に過してきたニグロにかかわる多くの事件をひきおこした。たとえば1851年2月、インディアナ州のマディソンで、ミッチャムなるニグロがその妻子と引きさかれ、19年前に彼のもともとから逃亡したと主張する奴隸主に引渡された。ほぼ同時期、フィラデルフィアではウィリアムスなる女性が22年前に逃亡した奴隸として告発され、彼女の6人の子供(すべて自由人として生れていた)とともに、奴隸の状態に再帰する危険にさらされた。さらに同法は、すべての自由黒人に何時、逃亡者の嫌疑をかけられるかを防ぐ保証を欠き、常に人身誘拐の危険を突きつけていた。

かかる現実と可能性の下で、アボリショニストの憤激と活発化は当然であったとして、それよりもっと凶兆的であったのはエヴァレット (Edward Everett) やラントール (Robert Rantoul) などの穏健派リーダーが同法への強い反対を表明し、その施行を許さぬとの信念を吐露したことである。^⑩

従って奴隸主が自らで、或いは代理人を北部に送って逃亡者の回復を要求した時、トラブルが継起したのは何ら不思議ではない。同法制定後1か月以内に、ニューヨーク、フィラデルフィア、ハリスバーグ、デトロイトとその他の地で、逃亡者として告発されたニグロが続出した。それが多くの北部社会におけるニグロの間にパニックを生んだ。逮捕を怖れた逃亡者や、誘拐の不安におびえた自由黒人が、絶望にかられてこの法の効力の及ばぬ地への再移住を願い、その結果、数千人のニグロが実際に北部を越えてさらにカナダへと逃亡した。これらの亡命者の多くは後日、合衆国に帰ってきた。しかし現在に至るも、オンタリオには、これら1850年のエミグレの子孫である黒人人口が少数ながら存在している。^⑪

要するに同法の通過に努力して大妥協を成功に導いた境界州のリーダーたち、たとえばクレイやベントンの発言と保証も、叙上の数少ない諸例の紹介だけで同法の意図が明白になった時、どれほどの説得力を持ちうるであろうか。クレイは上院において、逃亡奴隸法は北部の譲歩ではなく、両セクションにとって

の好ましい協定であると主張した。さらには同法は合衆国憲法の要請するところであるとも述べた。同じく境界州のベントンは、同法の成立事情を次のように語っている。「一方でユニオンの危機の怖れと、他方で妥協と平和への魅惑に想いを至して、若干の熱烈な人々が支配的となり、彼らが事を運んだのである」と。この判断には若干の真理がある。しかしそれは同時に誤りでもありうる。1850年の逃亡奴隷法は、「妥協とは言いがたい」。自由黒人のために何らかの保証策、ことに陪審裁判と人身保護令を挿入したいとした北部人のすべての努力は、南部と北部民主党員とのコアリションによって敗れた。ケンタッキー州選出議員団のような境界州が提案した「奴隷州における陪審裁判」という妥協策も敗れた。この新法におけるあらゆる保証と保全は、かくて奴隷主の「財産権」の側にあった。^⑫

すべてが奴隷主の権利の側にあり、危険にさらされたのは逃亡者はもとより、自由黒人への配慮であった。しかしさらに驚くべきことは、同法が白人にも同じ危険を準備したと、同時代人の少なくとも若干の人々が、宣伝の意味をこめてではあったとしても、それを指摘していたことである。有名な例証は次のようなものである。

この法の下では、逃亡容疑者は裁判もしくは審理において、自ら証言することは許されないと定めている。従って混血の進んだ皮膚の色の浅い人物や、さらには白人が容疑者に擬せられた場合、彼は自分で奴隷であったことを否定できるか？「この法律の定めの下では、たとえばジェファソン・デイヴィスがマサチュセッツに行ったとし、そして手をダニエル・ウェブスターの肩におき、彼を補助裁判官の前に連行して宣誓口述書を作成提出すれば、ウェブスターは奴隷としてデイヴィスに仕える義務を否定できないのである」。^⑬もちろんこれは極論に過ぎるし、白人に対しては、かかる訴訟手続は意図されていない。しかし合衆国憲法の解釈はどうであろうか。また何故にかかる極端な例証をひきださせるまでの反感を買う法律を南部は求めたのであるか。同法の合憲論と、それへの反感、抵抗策が考察されねばならない。

逃亡奴隷法の強化は、北部の「偏見」よりして逃亡容疑者が参加、証言しうる審理は彼の解放につながる怖れがあるとの南部の懸念が一つと、さらに奴隷

は財産であるがゆえに、なぜ彼が審問されねばならぬかその理由がないとする論から生れた。しかしこのような不公正な訴訟手続が、そのような論を越えて、反奴隸制派の間に敵意と悪感情をおこさせたのは確かである。

アポリシヨニストは、同法の施行を許すべきでない^⑩と決意した。1人の逃亡者も返還させたことがないと誇っていたボストン市では、同法の侵犯は公然かつ組織的であった。たとえば逃亡者の引渡しに従事する連邦保安官代理が迫害されてカナダに逃れたり、牢役人も同市から逃亡したケースが認められる。

二つの逃亡者引渡しの例外がある。その一つは、1851年4月のシムズ事件であった。連邦の官憲がはじめてボストン市で逃亡奴隸法施行に成功したこの例では、奴隸主は実に5,000ドルの経費を要し、しかもシムズを同市から連れ出すのに午前4時という時刻を選んで強行された。これ以後、1854年にジョージアへ連れ戻されたバーズ事件以外、同市では一つの同法施行もない。

ペンシルヴァニア州では、クリスチアナで逃亡者を引渡すまいとした一群のニグロに、奴隸主が射殺された(1851年9月)。10月にはニューヨークのシラキューズで、2,000人以上の暴徒が裁判所に押入り、逃亡者マックヘンリーを救出した。1854年にはミルウォーキーで、逃亡者グローヴァーを破牢という手段で救出している。これらの例の他に今日、一史家によって「反奴隸制の神話」の一部を構成すると称せられる地下鉄道組織が存在したが、それがどれほどのニグロ逃亡に有効的援助を与えたかは前述の理由で確定できないし、今後においても同様であろう。

確かに逃亡者の実力的救出、逃亡奴隸法への強い敵意が存在したことを確認しうる。しかし、しばしば看過されてきた事実とは、北部世論の可成りの部分が大妥協を歓迎して、この逃亡奴隸法をさえ許容したという具体的諸例の存在することである。それは北部が常に、この法を喜んで受容したという意味ではない。「北部の逃亡奴隸法攻撃」は支持され、プロパガンダに盛んに利用された。

しかし同法不遵守像は、厳密な条件づきで描かれねばならない。結局、叙上の救出諸例は実在したが、同法通過後の最初の6年において、力づくで救出に成功したのは僅かに三件にすぎない。同一期間内に、およそ200人のニグロが逮捕されたと見積られている。多分そのうち三分の一は裁判を受けずに南部に送

FUGITIVE SLAVE BILL!

HON. HENRY WILSON

Will address the citizens on

Thursday Evening, April 3,

At the

At 7 o'clock, on the all-engrossing topics of the day—the FUGITIVE SLAVE BILL, the pro-slavery action of the National Government and the general aspect of the Slavery question.

Let every man and woman, without distinction of sect or party, attend the meeting and bear a testimony against the system which fills the prisons of a free republic with men whose only crime is a love of freedom—which strikes down the habeas corpus and trial by jury, and converts the free soil of Massachusetts into hunting ground for the Southern kidnapers.

Ashby, March 29, 1851.

White & Potter's Steam Press—4000 Impressions per hour—Spring Lane, Boston.

逃亡奴隸法攻撃の演説会ビラ

「現下の全問題を吸収するトピックス」の字句がみえる。

還され、残り三分の二のうち8人が釈放され、12人が救出されたとも伝えられる。このような状況を概括してクレイは、「同法はボストン市を除き、インディアナ、オハイオ、ペンシルヴァニアの各州およびニューヨーク市においてトラブルなしに施行され、その他の地でも同様であった」と主張している。

保守派は同法への抵抗の激しさを憂え、一方、反奴隸制派は一般人心が同法

を甘受した度合いを悲しんだというのが実体である。同法のスポンサーたるウェブスター（3月7日演説）への罵詈雑言が確かに実在した一方、ニューヨーク、ボストンにおける保守の有産階級の間には、彼への活発な支持感情があったというのも強い事実である。^⑭

保守的感情は、ことに北部諸州議会の反応に示されている。すなわちサムナー、シュワードなどのグループを除き、諸州議会は同法の合憲性を一般的に許容する傾向にあった。またローズが同法を、「国会が通過させた最も攻撃さるべき法の一つ」と述べたことに対する史家の反応も、北部派史家を除き、同じく同法の合憲性を認める傾向にある。^⑮ともあれ南北双方の研究が進んで、多くの誤った理解が払拭された。しかし同時代人サムナーも、後代のローズも、それへの非難を強調した時、彼らは1850年の逃亡奴隸法およびその原型である1793年逃亡奴隸法を、少なくとも、法としては真に理解していなかったと言える。^⑯憲法論が考究される必要がここにある。

「憲法上の諸問題を論ずるのは多分、稔りなき作業である。しかし他の諸問題と同じく、憲法上の問題は全くの抽象事というのではない。なぜなら歴史的事実と、心的態度がそれらを複雑に、かつこみ入ったものにさせるからである」^⑰。ことに憲法は単に政治の理念を謳うものと解釈されるのが一般であるが、憲法が国民の直接的な請求権の根拠法となるとの判断や感情の働いた国アメリカにあって、しかも象徴的な奴隸制に関する法令であるがゆえに一層、同法の法的吟味は避けて通りえないのである。以下、先づ同法の問題点を指摘した上で、逐次それを考察することとする。

1850年逃亡奴隸法は全く新規に制定されたものではなく、遠く1793年に定められた逃亡奴隸法の強化修正の形をとっていることに留意した上で、1793年法が合衆国憲法第4条（州の間の関係）第2節3項にいう逃亡奴隸引渡し規定に基づいて制定されたことを確かめておきたい。「一州においてその州の法律により労役（Service or Labor）に従う義務ある者は、他州に逃亡しても、その地の法律または規則によってこのような労役から解除されるものではなく、このような労役につき権利を有する当事者の請求があれば、引渡さなければならない」。これは連邦会議によって「全会一致で、しかも明らかに論議を呼ぶことなく採

択された」定めなのである。²²⁾

この条文についてストーリー (Story) 判事は、後述するブリッグ事件の多数意見を代弁して、「それが一つの基本的条項を構成したことは疑いもなく、その条項が採択されなければユニオンは結成されなかったであろう」と述べている。これが法曹界一般の認識であったことは、異なった事件で異なった判事によって、くり返し同様意見が開陳されていたことにより明々白々である。²³⁾

しかし合衆国誕生に当り、それほど重要条件を構成した条項にもかかわらず、それは多くの問題点を持っていた。そして早くも1791年6月には、自由州ペンシルヴァニアと奴隸州ヴァージニアの両知事の間で一黒人をめぐる大衝突をひきおこし、結局はペンシルヴァニア州知事がワシントン大統領に該事件の解決を求めるという事態を生起させた。そこで大統領は司法長官ランドルフ (Edmund Randolph) の意見を徴し、さらにその時の書簡を特別教書の形で国会に披歴した。この事件が多分、国会が1793年の逃亡奴隸法を制定するような動きを呼んだものと思われる。なぜなら、これ以前には労役からの逃亡者の引渡しをめぐる論争は国会の関心を惹かなかつたようにみえるからである。²⁴⁾

問題になった点は二つあった。奴隸主は司直から逃れた者と同じく、彼の財産の引渡しを確保されるか。そして奴隸主は合衆国憲法の権威下に、何処であれ彼が発見した財産を捕えうるか。その際、連邦或いは州の官憲の援助を受けうるか——が第一の問題点である。第二は、後年ストーリーのような権威が主張した如く、「合衆国憲法の権限において奴隸の所有主はユニオンの如何なる州においても、治安を乱し、或いは非法な暴力に訴えない限り何時でも、彼の奴隸を捕え連れ戻す十全の権利を有する」ものの、連れ戻しが平和を乱し無法の暴力が使われる可能性のあったことを暗示していて、その懸念が国会をしてかかる法制定を考慮させた絶対的でなくとも、望ましいと考えさせた点である。それゆえブリッグ事件の弁護団が述べた如く、国会は逃亡奴隸引渡しの手続を定めておくべきであった。

ともかく1793年連邦法は、二重の目的をもって制定された。第一は、いわゆる一般犯罪人の逃亡引渡しを促進すること、第二は、奴隸所有主が暴力に訴えたり治安を乱すことなしに、その財産の回復するを支援すること、であった。

同一の法の中にこのように二つの目的がこめられていたのは、制定者たちが二通りの引渡しを「引渡し手続の問題」として考えていたように思える。

さらに1793年の該法制定に参加した人々の心的態度は、主に連合時代に形成された慣習によって決せられていた。確かにその時代よりは、より完全なユニオンに近い国家が形成されていた。しかし各州が留保権力を大きく持っていたユニオンの性格は強く意識されていた。とくに上院の議員たちが長期に亘って、自らを擬独立国家〔州〕選出の全権委員のように考えていた。これらのいわば自治共和国の間には、多くの形の、そして数多くの国際交流の精神が残存していた。従って合衆国憲法および1793年法の逃亡者引渡し条項は、それまでに存在した国際間の礼讓 (international comity) の一種を表現したものであった。ただ国会としては、出来る限り州〔国家〕の諸機関は引渡し手続に協力的に従事すべきだとしていた。

しかし1793年の逃亡奴隸法は一般犯罪者については明確だが、逃亡奴隸引渡し手続には不分明さを含んでおり、やがて憲法上の難問を提供する因となった。すなわち国会は合衆国憲法の定めに従って、引渡しの際に州および地方官吏に従事せしめうるか。また国会は引渡しに関する一切の法制定をなしうるか。そのような権威は合衆国憲法のどこにも明言的に記されていない。もし国会にかかる権威なしとすれば、如何なる権威がそれをなしうるか。さらに州は、その人民を保護するための警察権能ポリース・パワーを行使するに当り、逃亡者の逮捕を妨げるような障碍をおくことができるか。州はこの逃亡奴隸法により課された連邦的義務を遂行せんとする州勾留判事に禁止令を出しうるか。州勾留判事はそのような州法のない時、自らの意志により、1793年連邦法が自らに課している義務の遂行を拒否しうるか。これらの諸疑念につき、同法の前段部分、すなわち一般犯罪者の引渡し条項には何ら不分明な点はなく、今日でも合衆国の法の一部として残っている。しかし後段部分、逃亡奴隸については不分明な部分が残されていた。そのため同法への強い不満は、すでに1817年奴隸州メリランドより新法制定の動きを発せしめていたのである。

1842年が、この1793年逃亡奴隸法の歴史にとって危機的ともいえる重大な年となった。すなわちこの年、叙上の逃亡奴隸法とそれを阻害する意図を持った

自由州の法律の合憲性が連邦最高裁で争われたのである。

この有名なブリッグ対ペンシルヴァニア事件の事実関係は、概略次の如くである。ブリッグはメリランド州の市民マーガレット・アシュモアの代理人として、ペンシルヴァニアに逃亡した彼女の奴隷に対する権利を代行するため同州に赴き、同地の勾留判事の逮捕状に基づいて治安官に逃亡者を逮捕させた。そして勾留判事の前にその逃亡者を連行し、メリランドに連れ戻すべき証明書の発行を申請したが棄却された。そこでブリッグは無許可のまま、該逃亡者とその子供を州境を越えて連れ出し、アシュモアに引渡した。そのゆえで彼は1826年のペンシルヴァニア州法^②に違反した重要犯罪人として告発され、有罪判決を受けた。ペンシルヴァニア州と、ブリッグの弁護を引受けたメリランド州との間の合意により、本件はペンシルヴァニア州最高裁から合衆国最高裁へと誤審令状に基づき上訴された。^③

ストーリー判事が多数意見を代表して判決を書いたが、それは出席した「7人の全判事により支持された」ものであった。要約すれば二点より成る内容は次の如くである。ストーリーによれば、合衆国憲法第4条第2節3項の規定は、前述の如く連邦成立の一要件であった。従ってこの条項は州と州との間の単なる^{コミティ}礼讓を規定したものではなく、連邦の権限を規定したものとみるべきである。それゆえに1793年に連邦議会が制定した逃亡奴隸法は合憲であり、逆にペンシルヴァニア州法は違憲である。この論述は暫くは南部側を喜ばせる。しかしストーリーは逃亡奴隸法を合憲としたものの、傍論において同法の勵行義務は本質的に連邦に属すること、そして州はこの機能に対して自州に属する法実施諸施設や官憲を提供する必要はないと述べている。^④

その結果、幾つかの北部諸州は「人身自由法」として知られるに至る、すでに制定化していた法を強化、もしくは修正追加することによって、州の官憲が逃亡奴隸法施行に参加することを禁止したり、或いは逃亡奴隷事件には州の牢獄の使用を禁ずる措置を講じた。まさしく今度はナリフィケーション時とは逆に、北部がその州権を十全に行使する立場であった。このような人身自由法が逃亡奴隷法を空文化させると怖れた南部が、大妥協に当り、先の1793年法に代り、新しく、しかも強化された逃亡奴隷法を要求した誘因の一つであった。^⑤

かる成立事情を持つ新逃亡奴隸法の内容はすでに述べたが、その持つ憲法的論争の因子はどのようなものであったであろうか。

新旧両逃亡奴隸法が残した重要な問題は、明確に三つ存在した。第一は、逃亡奴隸を主人に引渡す責任は州にか、それとも連邦にあるのか。1842年判決は、その責任が後者にあると判断した。それが第二の問題、すなわち自由州はどの程度にまで協力を拒否しうるか、さらには引渡し手続について異を唱えうるか。既述した如く、北部諸州のいわゆる人身自由法がこの特別な憲法論争を深刻に提起した。ナリフィケーション理論の唱導者サウスカロライナでさえも怒りをこめてこれら人身自由法を非難したが、その合衆国憲法との矛盾点を指摘できないことを認識せざるをえなかった。第三の問題は、1850年の新逃亡奴隸法を国会が採択した時、それに絡んで浮上した。この連邦法により課せられ、かつ求められた強制の方法は、「ビル・オヴ・ライヴス権利章典」に流れる精神や「デュー・プロセス・オブ・ロー法の適正手続」に抵触するか否か。それは自由の哲学と、相容れない奴隸制の哲学との間の、直接的な正面衝突にまで至るものであった。

重要で困惑的でさえあったこの問題につき、新逃亡奴隸法の文言は十分に明白であり、直截的であって、それを論難し排除することは過激的反奴隸制グループを除いては、無視し廃棄しえないほどであった。^⑧

しかし新逃亡奴隸法の持つ最も重要な事実、合衆国憲法にかかわる問題は、それがこの奴隸州の法律が奴隸州領域外にも、エキストラテリトリアル作動することを定めていることである。それは次のことを意味する。すなわち州主権論を唱えたセクションが、本質的には中央政府の権限の増加を要求する法を採用したいとの政治的皮肉を表出させて、その本質においてナショナルリズムへの譲歩ないしは転換を意図し、州の問題解決能力を越える問題のある時、中央政府の権限が発動さるべきだと認識を抱くに至ったという極めて重大な事実がそれである。^⑨

ナリフィケーションの南部が連邦権力の増大を、逆にたとえば内陸開発や保護関税を通じてそれを求めていたセクション北部がナリフィケーションの姿勢を、少なくとも双方の過激派が示したのである。いま一つの重要問題は、合衆国憲法に明記された「財産権」と「市民的自由権」との相剋であった。

財産権と自由権の間のこの根深い憲法上の闘争は、奴隸制が存続している間

は、合衆国最高裁によって深刻に審理されたことは決してない。1850年の逃亡奴隸法が全判事一致で支持されたことは事実である。ここでは後述するブース事件、その他で開陳された連邦最高裁の代表的意見を引用することで一応の結末だけを見届けておくこととする。「これらの問題をここで論ずる必要はないと考えるが、しかしそれらは州裁判所によって判断をうけており、その記録に基づいて我々の前に上訴されたのであるから、そして我々は誤解されるのを好まないがゆえに、本法廷の判断において、通常逃亡奴隸法と呼ばれるこの連邦法は、その全条項が合衆国憲法により十全に正当と認められている旨、述べるのは適切と考える」。要するに最高裁の前に提起されたのは、〔黒人の〕個人的自由の問題ではなく、遙かにより技術的な問題、別な表現をすれば大きな憲法上の重要性を持つものの一つであった。

それは司法部門のかかる意見にもかかわらず、執拗に反奴隸制派によって常に燃され続けた命題、次節で述べる人身自由法への問題に連関する。彼らによれば、個人の自由と権利、ことに不公正な法的手続に対する権利は、合衆国憲法によって極めて明白に保証されており、奴隸所有から生ずる財産権よりも包括的かつ絶対的保証をうけている。この考えは、権利章典の幾つかの保証が、「憲法上の諸価値の間のハイアラーキ」の中で、それが「より優遇された地位」³³を占めるとの意見であった。

かくて逃亡奴隸法問題は、北部に逃亡した奴隸の金銭的価値より遙かに重大であった。そしてそれは南北双方を必然的に州主権論へ——連邦の性格、本質論へと導いていった。

19世紀アメリカ人にとって、かかる憲法上の問題は抽象観念以上のものであった。それらは死活的問題であった。これらの問題に、他の分裂促進的な経済利益、道徳観、地域的プライドなどが附加される時、極めて爆発的なものとなった。連邦政府の本質、そしてその政府の中において推測の主権を持つと考えられた州の役割如何——これらの諸問題より以上に内戦前期、激しく論ぜられたものは少ない。

加えてその論戦は同時に、産業革命、運輸革命が多くのアメリカ人心に、代議制政府の本質、中央政治と地方自治との問題³⁴に関して新しい諸問題を提起し

ていた時点で生じたのである。

この文脈において、奴隸主が個々の逃亡奴隸を回復するというより遙かに重要性を帯びた厳格な逃亡奴隸法を要求し、それが南部利益擁護に不可欠と主張したのである。逃亡奴隸の主人が特にその逃亡者の回復を強く望まぬことがあったとしても、その奴隸主はもし彼が望めばその奴隸を逮捕し、北部諸州に対し合衆国憲法によって保証された義務により、彼を援助するよう求めるのは彼の「権利」であると考えた。1850年連邦法は、その目的に資するよう連邦政府の援助を提供させるものと考えられたのである。

これに対し若干のアボリショニストは、かかる憲法的「義務」はないとしたが、アボリショニストの多数はこの連邦法に干渉するに当り、「より高次の法」原理に依拠する道を選んだ。そのことは彼らでさえも含意的に逃亡者回復の合憲的権利と義務を承知していたことを示すものである。従ってこの連邦法の施行を妨害するために、北部諸州が新しい人身自由法を制定するかどうかの問題に面した時、次のような極めて屈折した対応をなすことになる。

逃亡奴隸法への実力的抵抗例は数的に決して多くはなかった。一連の新しい人身自由法を採択した北部諸州も、窮極的には9州にとどまった³⁷。しかもこれら9州のうち1州のみがこの「憎悪すべき法」制定後の4年以内に新人身自由法を採択したにすぎぬということは、可成りに意味のある事実である。1854年にカンザス・ネブラスカ法が新たに地域間政治戦争を再開させるまでは、他の諸州はそれをさし控えたのである。

しかしこのことは北部大衆が逃亡奴隸法を是認したことを意味するのではなく、同法が北部の反奴隸制感情を刺激しなかったということをも意味しない。なぜならこの時点において、オハイオ、マサチューセッツ、ニューヨークの諸州は、奴隸制に最も活発に反対した3人の新人を合衆国上院に送っているからである。すなわちウエイド、サムナー、そしてフィッシュ (Hamilton Fish) である。しかし再び抑制的発言を続けねばならない。たとえばサムナーが上院議員³⁸としてのはじめての会期において、逃亡奴隸法廃棄の投票を強行した時、それは僅かに四つの賛成票——ヘイル、ウエイド、チェイス、それに彼自身の票——を得たにすぎず、シュワード、フィッシュらの果敢な反奴隸制論者も賛成票

を投じなかったのである。

北部の圧倒的多数が逃亡奴隷法を侵犯する姿勢をとったとか、同法をナリフィケーションしようとしたとかを示す説得的な事実は現在もない。北部人が追跡者から逃亡者をかくまった具体的諸例が幾つか確認できたとしても、それは一史家によれば、「政策というよりも憐憫の問題であった。そのようなことは南部内においてさえも、時にはおこった出来事のようなものであった」のである。

しからば逃亡奴隷法の真の意義は如何なる点に発見しうるか。既述した国家の基本的性格への問いかけの他に、或いはそれ以上に、一つの奴隷制小説の中に見出されるであろう。

両セクションの多くの人々は奴隷制問題の最終的解決策を喜ぶか、少なくともその「棚上げ」の成功に満足していた。この時、文学界から合衆国の感情を駆きたてて二分し、人道主義と国家の諸制度とを結びつける作品が登場した。すなわち *Uncle Tom's Cabin* がそれである。

この書の出現以前に、奴隷制をテーマにした反奴隷制小説がない訳ではない。しかし文学作品がそれまでこのテーマに余り注目してこなかったという「奇妙な事実」は、「疑いもなく一つにはそのような苦しみに充ち、論争の種子となる問題を嫌った一般人心の意向にある」。

ストウ夫人 (Harriet Beecher Stowe) がこの作品を書き始めた時、彼女は作家としてはほとんど習練を積んでいなかった。しかも彼女の奴隷制に対する知識も十分ではなかった。奴隷州との境界近くのシンシナティに17年間暮したのは事実だが、彼女の最初にして同時に最後の自らによる奴隷制調査といえるものは、1833年ケンタッキーの或るプランテーションへの短い探訪であった。しかし奴隷制への知識に比すれば、それへの道徳的準備は遙かに豊かであった。「彼女をして、自ら筆をとり、自らを表現しようと目ざめさせたのは逃亡奴隷法であった」。

1851年6月5日から、ワシントンのペイリー (Gamaliel Bailey) のアポリシヨニスト紙ナショナル・イアラに連載され始めたこの小説は、最初の子供の3か月をこえて、結局10か月読まれることになった。しかし完結する以前から激情的な反応を呼んだと言うのではない。むしろ穏やかなセンセーションとでも形

容すべき反応であったことは、彼女の夫がボストンの或る出版社からの出版勧奨とその条件に対し、「そのようなリスクをおかすには我々は全く貧しい」と拒んだことにかがえる。しかし結局この作品は1852年3月に出版され、3か月後には1万ドル、6か月後にはさらに1万ドルをたらし、その年の終りまでに30万部が売れ、需要に応ずるために八つの有力印刷所が昼夜兼行で作業した。

④ 世界の半数の言語に翻訳され、窮極的には合衆国でおよそ300万部、世界各地でさらに350万部売れたこの作品は、もちろん国の内外に大きな影響をもたらした。たとえばこれがロシアで読まれた時、少なからぬ地主がその強いアピールのために農奴を解放せねばならなかった、といわれている。

⑤ この小説の、社会学的ドキュメントとしての、主たる欠陥はニグロの理想化にある。しかしこの本の影響は、その欠陥にもかかわらず重大であり、さらに

PINE STREET THEATRE.

VAREY & ARNOLD..... MANAGERS.

PRICES OF ADMISSION—BOXES, \$16 CENT. PARQUETS, 12 CENT.

Reserved Seats in Boxes, 50 Cents. Box Office open from 10, A. M. till 7, P. M.

ENGAGEMENT OF THE WORLD BEMOWNED CHILD ACTRESS
LITTLE CORDELIA



HOWARD,

AND HER TALENTED PARENTS,
MR. & MRS. G. C. HOWARD.

They will appear in their original character of
EVA, TOSPY AND ST. CLAIR,
As performed by them (and their only,) in the principal Cities of AMERICA, ENGLAND,
IRELAND and SCOTLAND, over ONE THOUSAND TIMES.
The Cities of London, Edinburgh and Dublin, were transfused in their price of
THE GIFTED AMERICAN CHILD.

It is unnecessary to say the great length and importance of this splendid drama, the scenes
which will be presented. The families who have patronized the exclusive performance of *Uncle
Tom's Cabin*, when given by the Howard family in New York City and elsewhere, are respectfully
renewed to attend, on the moral work will occupy the entire evening.

Opinions of the New York Press.
This is often said to be not only the chief of scenes of Mrs. Harriet Beecher Stowe, but may easily be pronounced
the most extraordinary instance of such a rare presence in the composition of the
language. The unparalleled popularity in every portion of the world, and especially in Great Britain, has
been the result of the moral teaching which this work conveys, and the natural language of thought
to every human creature of the love of liberty, and the right of justice to every man.
It is very interesting to find that the same principles are the same in every language and in every
Time's Case. It may be added, however, that notwithstanding the success of an every person to per-
form as well as the admirable management of the children of Mrs. Howard, it is only the spectators who
know as "Little Cordelia Howard" can be said to have fulfilled all the conditions of the (British) pro-
fessors of the highest talents and natural judgment. "Wherever she
qualified expression of sentimentation, her speaking, her singing, her dancing, her acting, in
the presence of all the world, all the ability to delineate the scenes before her, as well as
the children's father, Mr. G. C. Howard, who wears the character with all the lessons of what is "moralizing
beneficial" to a nation.

ALTERATION OF TIME:

The Doors will open this evening, at a quarter before 7 o'clock. The curtain will rise at 7 1/2.

Monday Evening, October 10th, 1859.

Who prevented the entire original Moral Drama, operated against by the Howard's, in a Act, and
in scenes, various.

UNCLE TOM'S CABIN, Or, THE DEATH OF EVA,

By SAMUEL JOHNSON. LITTLE CORDELIA HOWARD
By Mrs. G. C. HOWARD. EVA TO HER FATHER, - IS SO
WICKED, and THE CLAIM TO EVA IN HEAVEN, written and composed by G. C.
Howard, Esq., expressly for his family.

As Played by them over 1000 Nights.

- | | | | |
|----------------------|--------------------|---------------------------|-------------------|
| UNCLE TOM..... | Mr. Harry Linden | CHARLES COTE (a Foolish), | Mr. W. E. FETTER, |
| MARKS, a Lawyer..... | Mr. H. C. Johnson | Mr. Sackel | Mr. H. C. Raymond |
| GEORGE HARRIS..... | Mr. C. E. Matthews | George Shilley | Mr. W. Stanton |
| HALP..... | Mr. Green | DANCO FERRY | Mr. W. Leman |
| PAULINE FRODO..... | Mr. E. VARRY | Tom Lakel | Mr. C. C. O'NEIL |
| CHARLES..... | Mr. W. S. Andrews | Alf Mann | Mr. T. H. SHAMM |
| Miss Harris..... | Mr. W. M. Clark | Miss Mary | Miss G. Michael |
| Mrs. St. Clair..... | Mrs. Warden | Louisa..... | Miss G. O'NEIL |
| Annal Clark..... | Mrs. Warden | Louisa..... | Miss Baylis |

TABLEAU.

The Remains of Eva—Escape of Eliza—The Trappers Extra-poor-Freeman's Deception—Eva and Tom in the Garden—Death of Eva—Last of St. Clair—Topsy Setting the Table—Cur-
vey helping the blind—The End of Uncle Tom, and the

EVAN TOWN HEAVEN.

A spirit of celestial light in the abode of bliss eternal.

Uncle Tom's Cabin 劇上演の広告

「一座により1,000回以上、上演」の字句に注目されたい。

1851年8月以降は最もポピュラーな演劇として、これを読まなかった人をも観劇へと誘うことによってさらに大きなセンセーションを巻き起こした。ホイットィアは、この本を出す刺激となった「逃亡奴隸法に対し神に感謝」したほどである。

かくて逃亡奴隸法はトム爺を生み、トム爺は理想主義を北部人の間に駆きたて、さらに外国にも影響して、たとえば来るべき内戦時にイギリスが中立的立場をとる潜在的力を与えた。この本の出版は、多くの政治家が望んでいたのとは逆に、奴隸制問題が棚上げされえぬことを知らしめた。リンカーンはいみじくも彼女を、「内戦をひき起こしたリトル・レディ」と呼んだ。逃亡奴隸法の⁴⁹もたらした最大の刺激は、この短い言辭に集約されているとも言える。

(註)

- ① *Richmond Enquirer*, November 12, 1850, quoted in Craven, *Growth of Southern Nationalism*, pp. 122-123.
- ② *Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 244; Craven, *Coming of Civil War*, pp. 251-252.
- ③ *Cincinnati Enquirer*, December 4, 29, 1850, quoted in Gara, "Fugitive Slave Law," p. 232.
- ④ *U.S. Statutes at Large*, IX, pp. 462-465; Potter, *op. cit.*, p. 131; Gara, "Fugitive Slave Law," p. 232.
- ⑤ Commager, *op. cit.*, pp. 321-323; Morris, *op. cit.*, pp. 145-146; Hamilton, *op. cit.*, p. 23; Gara, "Fugitive Slave Law," p. 232.
- ⑥ Justice Harlan's dissent in the Civil Rights Cases, 1883, quoted in *ibid.*
- ⑦ Rosenberg, "Personal Liberty Laws," p. 25; Craven, *Growth of Southern Nationalism*, pp. 146-149; Nevins, *op. cit.*, pp. 380-387; Bestor, "State Sovereignty," pp. 130-136; Larry Gara, "Slavery and the Slave Power: A Crucial Distinction," *Civil War History*, XV (1969), pp. 5-18.
- ⑧ Nye, *op. cit.*, pp. 267-268. なお北部の逃亡奴隸法拒否についての良き要約は Craven, *Growth of Southern Nationalism*, pp. 152-154 を、西部の反応については E.D. Preston, "The Fugitive Slave Acts in Ohio," *Journal of Negro History*, XXVIII (1943), pp. 422-478 を参照されたい。

- ⑨ Windham (Vt.) *Democrat*, May 31, 1851, quoted in Nye, *op. cit.*, p. 268 ; Potter, *op. cit.*, pp. 132-133.
- ⑩ Nevins, *op. cit.*, pp. 380-381.
- ⑪ Fred Landon, "The Negro Migration to Canada after the Passage of the Fugitive Slave Act," *Journal of Negro History*, V (1920), pp. 22-36 ; Potter, *op. cit.*, p. 133.
- ⑫ *Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 244 ; Craven, *Coming of Civil War*, pp. 251-252.
- ⑬ Morris, *op. cit.*, p. 146. 傍点引用者。
- ⑭ McLaughlin, *op. cit.*, pp. 536-537.
- ⑮ Gara, *Liberty Line*, pp. 106-109 ; Potter, *op. cit.*, pp. 133-134.
- ⑯ *Ibid.*, p. 138.
- ⑰ Nevins, *op. cit.*, pp. 396-404.
- ⑱ James F. Rhodes, *History of the United States from the Compromise of 1850* (1893-1906), pp. 185-186.
- ⑲ Johnson, "Constitutionality of Fugitive Slave Act," pp. 161-182.
- ⑳ Rosenberg, "Personal Liberty Laws," pp. 25-26.
- ㉑ McLaughlin, *op. cit.*, p. 535.
- ㉒ Johnson, "Constitutionality of Fugitive Slave Act," p. 161.
- ㉓ Judge Story's opinion in *Prigg v. Pennsylvania* (1842) ; Justice Tilghman in *Wright v. Peacon* (1819) ; Judge Mclean in *Giltner v. Gorham* (1848), quoted in *ibid.*, pp. 161-162.
- ㉔ *Ibid.*, p. 163. なお1793年逃亡奴隷法の正式名称は次の如くであった。An Act respecting fugitives from justice, and persons escaping from service of their masters (February 12, 1793).
- ㉕ *Ibid.*, pp. 164-165.
- ㉖ 自由黒人の保護およびその誘拐を阻止する内容を持つ一種の人身保護法。Morris, *op. cit.*, p. 221.
- ㉗ *Ibid.*, pp. 64, 94-107 ; Gara, "Fugitive Slave Law," p. 229 ; Johnson, "Constitutionality of Fugitive Slave Act," p. 166.
- ㉘ ストーリおよび他の各判事の意見については次をみよ。*Ibid.*, pp. 166-168. なお次の書も参照されたい。Potter, *op. cit.*, pp. 138-139 ; Gara, "Fugitive Slave Law," p. 229 ; Richard B. Morris (ed.), *Encyclopedia of American*

- History* (1965), p. 490; Edward S. Corwin, *American Constitutional History* (1970), pp. 159-160; Hamilton, *op. cit.*, p. 22. 田中英夫著「アメリカ法の歴史—上—」(1968)、449頁～450頁。
- ②⑨ Commager, *op. cit.*, pp. 292-295; Gara, “Fugitive Slave Law,” pp. 229-230.
- ③⑩ 1844年の自由党のみがその義務なしと公言していた。Porter and Johnson (ed.), *op. cit.*, p. 8; Arthur Bestor, “The American Civil War as a Constitutional Crisis,” *American Historical Review*, LXIX (1964), p. 344. さらにはなほだ奇妙にも自由テリトリーへの逃亡は、含意によってのみカヴァーされているが、過激派でさえもこれに細かい差別をたてようとはしなかった。Bestor, “State Sovereignty,” p. 130.
- ③⑪ Gara, “Fugitive Slave Law,” p. 229.
- ③⑫ *Ableman v. Booth and U.S.v. Booth* (March 7, 1859). マサチューセッツ州最高裁も逃亡奴隷法の合憲性を支持していた——Thomas Sim’s case (April 7, 1851). オハイオ州最高裁も同判決の2か月後、同様意見を表明したし、さらにより徹底した審理をなした(1859年5月)。これらについては次をみよ。Bestor, “State Sovereignty,” p. 136; Johnson, “Constitutionality of Fugitive Slave Act,” pp. 162-182.
- ③⑬ “preferred position” についての連邦最高裁における賛否両論の詳細については次をみよ。Edward S. Corwin (ed.), *The Constitution of the United States of America: Analysis and Interpretation* (1953), pp. 789-791.
- ③⑭ Douglas C. North, *The Economic Growth of the United States 1790-1860* (1966); Stuart Bruchey, *The Roots of American Economic Growth 1607-1861* (1968); George Rogers Taylor, *The Transportation Revolution 1815-1860* (1962); Robert W. Fogel, *Railroads and American Economic Growth. Essays in Econometric History* (1964); Enid Johnson, *Rails Across the Continent. The Story of the First Transcontinental Railroad* (1965).
- ③⑮ Gara, “Fugitive Slave Law,” p. 232. ギャリソンは合衆国憲法が奴隷制擁護の「悪魔の文書」とであると言明していた。
- ③⑯ Nevins, *op. cit.*, p. 387. しかしアジテーションの燃料としての重大さは、それとは別の問題である。
- ③⑰ 後にホットなリンカーン=ダグラス論争を展開するイリノイに至っては、如何なる種類の人身自由法をも制定したことがない。Morris, *op. cit.*, p. xi.

- ③⑧ 1850年にヴァーモントが逃亡容疑者に陪審裁判を保証したのが唯一の例である。
Ibid., p. 219; Rosenberg, "Personal Liberty Laws," pp. 25-44; Potter, *op. cit.*, p. 139. また、この点にカンザス・ネブラスカ法の重要性和爆発性がある。
- ③⑨ Nevins, *op. cit.*, pp. 394-396.
- ④⑩ *Cong. Globe*, 32 Cong., 1 Sess., App., pp. 1113-1125; Potter, *op. cit.*, p. 139; Nevins, *op. cit.*, p. 399.
- ④⑪ Gara, *Liberty Line*, pp. 55-57.
- ④⑫ *Uncle Tom's Cabin* に先行する反奴隸制文学の紹介については次をみよ。
Nevins, *op. cit.*, p. 405.
- ④⑬ *Ibid.*, p. 406.
- ④⑭ *Ibid.*, pp. 405-406; Potter, *op. cit.*, p. 140.
- ④⑮ Nevins, *op. cit.*, p. 408.
- ④⑯ *Dictionary of American History* (1959), p. 627.

④ 人身自由法とブース事件

逃亡奴隸法が北部で激情を駆きたてた。しかしそれへの抵抗は迂回策、間接的方法をとらねばならなかった。北部諸州における人身自由法制定が、その有力手段の一つであった。しかしかかる手段でさえも、その合憲性を問われることになった。たとえば、1860年12月3日、大統領ブキャナンの国会への年次メッセージにおける次の警告が注目される。もし北部諸州が人身自由法を廃棄しなければ、「南部はユニオンの政府に対する革命的抵抗をなすことが正当化されるであろう」。もし「この公正にして善意の基本的な法〔逃亡奴隸法〕が支持されなければ、すべての州がその当事者である合衆国憲法は故意に侵犯される」ことになる。ブキャナンは決して南部の分離権を認めなかったが、人身自由法によって逃亡奴隸法が形骸化される時には、南部は革命の権利を蓋然的に有する、としているのである。^①

激烈な地域間衝突を避けるためには、国会は次のような行動をとるべきだと、さらに要請を重ねている。何をさておいても、逃亡奴隸の回復を妨害するが如き法はすべて、「合衆国憲法の侵犯であり、従って無効であるとの注釈づきの

修正」を可決すべきである、と。^②

ブキャナンはこの考え方は分離派も同じであった。それ以上に過激な言辞を使用しただけのことである。同じ12月3日、サウスカロライナの分離派は人身自由法が撤廃されるのを気永に楽天的に待つのは屈伏以外の何物でもない、さらに言えば北部が各州政府内で実体化した革命への危険な屈伏である、と宣言した。^③

終戦も間近い1864年6月28日、国会は最終的に逃亡奴隸法を廃棄した。内戦の勃発と奴隸制の終熄とがそれをもたらしたのであって、内戦以前は反奴隸制派のコミットメントは全国的ではなく、州レベルでのみ自由な振舞を許されていたにすぎない。以下、そのような条件下で成立した人身自由法と、それがもたらした「逃亡奴隸法の合憲性に絡む最も顕著な出来事」にして、「南北間の本質的敵意」^④を駆きたてたブース事件を中心に考察する。

逃亡奴隸の返還をめぐる地域間闘争は、合衆国憲法の曖昧さに発する。制憲会議の会期末に慌しくドラフトされたため、返還条項は逃亡者の回復に当るのが州官憲の責任なのか、或いは連邦官憲の職責なのかを特定していなかった。これをうけた1793年法もその問題を一層紛糾させただけであった。

この点を衝いて、北部諸州は各種の人身自由法を採択したが、それらはおよそ三つのタイプに類型化できる。

最も初期の、その実効も最も制約的であった誘拐禁止法は、自由黒人誘拐に対する罰を定めていた。しかし奴隸主の法にのっとった請求を拒んだり、それを阻げるものではなかった。これらの諸法は少数の例外を除き、おおむね1820年代に制定されている。^⑤第二類型に属する諸法は、逃亡者の返還に当り各州が請求権者に様々な訴訟手続を課すことによって、原告側の煩雑感を呼びおこすのを狙いとしていた。しかしこれらの法は1793年逃亡奴隸法の施行をほとんど阻げるものではなく、一般に州のより多くの支援を求める南部側の要求と、自由黒人をより多く保護せんとする反奴隸制派の要求との間の妥協と解される。これら第一および第二類型の州法は、或る簡単な法の訴訟手続を要求はするが、それを通じて奴隸主がその財産を回復する権利を認めていた。^⑥

これら二類型の諸法には、基本的な疑義があった。それらは国家権威、或い

は南部奴隷主に敵対的であったからというのではなく、1793年連邦法の基本的条項と相容れない点を含んでいたからである。連邦政府に公然と反抗し、逃亡者を助けるために州の権限を発動するという、より過激な人身自由法は1840年、ホイッグ党が支配するヴァーモントおよびニューヨークで通過した。ほとんど同一の文言を含むこれらの法は、「陪審裁判をうける権利を拡張」することにより、逃亡容疑者に裁判を保証し、証人喚問のために公費を支出し、弁護士を州費で備うことを定めていた。かくて実質的に1793年法の施行を阻害したのである。

このような諸類型の人身自由法には強弱の差はあれ、合衆国憲法に保証された奴隷主の逃亡者回復権を根本的に否定したものでは決してない。しかし同時に北部諸州において非常に早い時期から、「内戦勃発までの間に、多くの人身自由法が出現したことは北部の不満が基底的であり、1793年法への不満が少数の反奴隷制派運動の陣営に限られていなかった」ことを示すものである。^⑧

しかしながら「法の平等的保護」とか「法の適正なる手続」のような概念へのコミットメントは、アメリカの思考においては、アポリシヨニズムよりももっと広いスペクトラムを有する。諸人身自由法に具現されているこの広いコミットメント、そして単なるアポリシヨニズムの見解ではないコミットメントが、修正第14条の第1節にみられる市民的自由の国家的保証の背景をなす重要な一部分なのである。^⑨

人身自由法の多様性は前述した。従って同法を一般的に叙述するのは困難である。1850年の逃亡奴隷法に対抗して、より疑点の多い人身自由法が通過したこと、特に1854年カンザス・ネブラスカ法によりミズーリ協定が廃棄されて後はそうであった。多くの法が多くの州で制定された。しかしそれらの法は刺激的であったが、決して実効的ではなかった。その点に関しては逃亡奴隷法と全く同じであった。たとえば1861年、アダムズ (Charles Francis Adams) の次の言葉の真実は否定できない。「人身自由法は一人の奴隷だに解放しなかった」。^⑩

顕著な事実は逃亡奴隷法および人身自由法の合憲性に絡み、南北間がいやしがたい敵意を露呈したことである。ここでも再び憲法論争をとりあげねばならない。

合衆国憲法には奴隷主の逃亡奴隷回復請求権が全く明白に支持されている。

しかしこの権利を効果的たらしめる責任の所在については、極めて不分明であった。逃亡奴隸条項は外国犯罪者引渡し条項と密着しており、各州は一つの独立共和国的性格を有するとさえ考えられていた時代にあつては、逃亡奴隸の回復は外国との間の、すなわち州際間の礼讓事項^{コイタイ}として処理するものと示唆していた。他方、逃亡奴隸回復請求権は合衆国憲法が保証しており、このことは連邦の権力および義務の双方の意味を含むものと推断されえた。

この問題は前述した1842年のブリッグ対ペンシルヴァニア事件で連邦最高裁の多数意見により解決した如くにみえるが、事實は逆に司法的混乱を増大させた。逃亡奴隸法が合憲であることには全判事が一致したが、傍論としてストーリー判事は逃亡奴隸回復の義務は連邦が負うとした。このことが北部諸州をして、州官憲の協力や州施設の提供を拒否する条項を盛った人身自由法を制定させる因になったのである。このことは逃亡奴隸法を、従つてその基底である合衆国憲法の第4条第2節を空文化することになる。

この可能性は首席判事トニーやマクリーン判事によって指摘された。トニー曰く、州は奴隸所有者の取戻し権を害する法を制定してはならぬ義務は負うが、取戻しを助ける立法をしてはならぬとは何処にも定められていない。州は依然として合衆国憲法が黙示的に認めている連邦の法を支持し、実現する義務を負う、と。マクリーン判事も、合衆国憲法は州が奴隸主の請求によって逃亡奴隸を引渡す積極的義務を持っており、国会は如何なる方法で請求がなされ、引渡しがなされるかを定めることができる、との立場をとっていた。そして「一般的原理として、国会は州の官吏に義務を課すことはできないが、労役および司直からの逃亡者の事件については、国会は州に対し義務を課す権限を有する」と述べていた。でなければ1793年法(さらにはその強化修正されたる1850年法)が空文化される怖れがあることを主張して、ストーリーと意見を異にした。

しかし北部諸州は多数意見を代表して判決文を書いたストーリー判事の傍論部分を利用した。これはまさしく純粹かつ古典的な意味での州の「介入」と「ナリフィケーション」を構成した。實際、人身自由法はカルフーンにより精緻化された非凡な説よりも、1798年のケンタッキー・ヴァージニア決議の直系の流れ

を多く汲みとっているときえ一史家は述べている。

すなわちカルフーンは州の一市民の自由をでなく、一州の経済的利益を守ろうと望んでいた。彼およびその追隨者は、合衆国憲法により個々人に保証されている諸権利が関税により侵犯されたと主張したのではない。彼らが強調したのは、関税が合衆国憲法により連邦政府に列記した形で委託された権限の「誤用」「濫用」を代表する、との論点のみであった。そしてサウスカロライナはカルフーンの指導下に、違憲の疑いのある連邦法を侵犯する恐れのある市民を、そのゆえに刑をうけるかも知れぬことから守るための権限、という限定的ではなくて法全体をサスペンドする権限や、連邦法の「施行を阻止し、その作動を抑える」ための州の全面的権限を主張したのである。

これに対し、北部諸州の挑戦をうけた1793年および1850年の両連邦法は、まさしく「州介入説」とでも呼称すべき方法で挑まれたのであった。この法の反対派によれば、それらは個々人から個人的自由を奪うのみならず、剝奪するまさにその方法によって、合衆国憲法に特記されている個人的諸権利の保証を謳った文言と精神を破るものであった。さらに彼らは、いずれも連邦諸裁判所は現下の態度、傾向よりしてこの連邦法の有効性を否定する判決を決して下さないものと確信していた。従って州は、合衆国憲法に保証されている個人的権利の剝奪を、その管轄領域内の人間を守るための楯として、その州権力を「介入」させる資格がある、と主張したのである。^⑭

人身自由法は北部諸州における反南部感情の政治的表明であった。そして制定の基盤に州主権論をおいたのである。スミス (Gerrit Smith) は言う、「ニューヨークがその主権を持った能力において、主権ある州として独立性を主張し、かつ積極的な法制定により、その管轄領域に入りきたったすべての人を保護するような法律を制定する」べきである、と。^⑮ここに州主権論について南北は完全に位置を交換した。南部はこの連邦法が、ひとり奴隷州のみならずその州域をこえて自由州においても連邦権力によって施行さるべしとの「管轄領域外」権力を求めた。それゆえ人身自由法の施行に関心を抱く州官憲が、逃亡奴隷法施行をなそうとする連邦官憲と衝突する時、多くの長々しくそして厳しい法律論議を惹起した。そしてそれは前述の如く決して一致した見解に到達していな

かったのである。この論争は1854年ウイソコンシン州最高裁が、逃亡奴隷法を違憲とするまでに高まりをみせた。

このように急進的な判断を示したウイソコンシン州ではあったが、大多数の北部人は同じウイソコンシンの民主党系フリーソイラーであるペイン（Byron Paine）の意見に同意していたようである。「我が政府によって育くまれ行なわべき目的は、自由か奴隷制のいずれかというものである。奴隷所有者は、それは奴隷制だという。我々は自由がそれだという。さてどちらが正しいであろうか」。ペインにとって、この問への最良の解答は合衆国の連邦の性格を活用しての州介入説であった。

彼はそれを次のように要約する。「中道的な基盤があり、篡奪と抑圧といったよこしまな精神が連邦権力の中に入りこんだり所有されたりした場合、諸州が自らの有する権限でもって、この悪の進行を食い止め、もし出来れば、革命という恐ろしい最後の手段を回避する……といった我が制度は、むしろ格段に良い特長と言わねばならない」。これがいわゆる1850年代における、革命と屈伏との間を歩む中道論であったし、「州介入論」の一般的表明であった。しかしアポリシヨニストにとっては、それは逃亡者に関するこの連邦法のナリフィケーションを意味した。実際ウイソコンシン州は1853年、事実上のナリフィケーションの意図を示したのである。そして翌1854年、同州最高裁は逃亡奴隷法を違憲と宣言したのであった。^⑭

1854年は様々な出来事を経験した。それだけに極めて重大な年の一つとなった。すなわち、あらゆる意味で著名なカンザス・ネブラスカ法が通過した。北部人は前述の如く1850年逃亡奴隷法に宥和していた。しかし今やこのダグラス法案の成立によって、忍耐の緒は切れた。ミズーリ協定線の撤廃は“Slave Power”による自由へのむきだしの侵害だと非難され、カンザス・ネブラスカ法と逃亡奴隷法との問題を結びつけ怒りを示すに至った。^⑮

再言すれば、崩壊したホイッグ、フリーソイル両党のメンバーは、新生の共和党およびアメリカ党に加わり逃亡奴隷法の廃棄、或いは改訂を要求した。現実的な問題として、逃亡奴隷返還に対する抵抗のジェスチャーは、第一義的にニグロの人種に関する配慮に出るものというより、カンザス・ネブラスカ法へ

の北部議会人の憤激を示す幾つかの方途の一つでありえた。自由州に人身自由法を通過させるよう唱導した人々のほとんどが、実際に州の介入とかナリフィケーションを考えていたのではなくて、それを“Slave Power”による攻撃への北部の抵抗のシムボルと考えて支持したのである。然して彼らの構想した人身自由法の根幹は、合衆国憲法修正第4条、同第5条(法の適正なる手続)、および同第7条(陪審裁判の保障)であった。¹⁶

同じく1854年のバーズ (Anthony Burns) 事件は痛く北部の感情を刺激した。5月24日、リッチモンドから逃亡しボストンで働いていたバーズは、連邦保安官代理によって捕えられ投獄されて、主人から引渡しを要求された。ウエンドル・フィリップス、セオドア・パーカーなどが集会で逃亡奴隷法に抵抗するよう呼びかけ、後にアボリションистの自警委員会が牢獄に押しかけてバーズを救出した。その過程で連邦保安官が殺された。結局、バーズは裁判により同年6月、奴隷へと再帰した。しかしそれは途方もなく高価なものだった。費用およそ10万ドル、そして大統領は連邦軍隊を動員して彼の送還に当ったのである。彼はボストンから連行された最後の逃亡者であった。¹⁷

この事件に対して北部過激派から二方向の抵抗策が示された。一つはサムナーと協同してマサチューセッツ人身自由法案作成に努力した人物ダナ二世 (Richard Henry Dana, Jr.) のそれであり、いま一つはパーカーの激情的方途であった。いずれもこの苛酷な逃亡奴隷法と悲惨な事件に憤激しながら、前者は同事件に対し法的に対抗することを企てた。すなわち人身保護令と動産占有回復訴訟を活用することに依ったのである。より過激なパーカーは、州権論を展開した。「我々が欲するのは演説ではなくて行動である……個人的自由を防衛する組織と北部の州権による……組織的行動である」。ここに再び法律論議と州権論の二つが大きくクローズアップされた。そしてそれが最高の形をとって表出したのがブース事件である。¹⁸

同事件の持つ高度に重要な法律論争を紹介する前に、事実関係のみを次のように把握しておくことにする。

ボストン市におけるバーズズの逮捕と送還の直前、グローヴァー (Joshua Glover) なる逃亡者がウイコンシン州で捕えられた。彼はその回復請求者と連

邦保安官代理によってミルウォーキーに連行され、同地の郡刑務所に投獄された。これに対し、かねて逃亡奴隸法の合憲性に挑戦する機会を待っていた同地のアポリシヨニスト紙ミルウォーキー・フリーデモクラットの主筆ブース (Sherman Booth) は、当然これに深い関心を寄せた。彼の友人であるオーリン (Chauncey C. Olin) は、ブースが自らこの事件に没入していった状況を次のように描いている。「ブースはあらん限りの声で〔グローヴァ〕救出に参加せよと街路を叫んで駆けめぐった」。彼がグローヴァ救出運動の最も目立ったメンバーであったので、連邦法執行官のエイブルマン (Stephen V. R. Ableman) は、1850年連邦法侵犯の廉で逮捕した。連邦補助裁判官は十分な侵犯証拠ありとしてブースの投獄を認め地方刑務所につないだ。次の数年間、彼は州裁判所、合衆国最高裁への提訴と入牢、出獄をくり返した。最後に1860年、一群のアポリシヨニストが彼を牢から救出し、彼は裁判所と鬼ごっこを演ずるまでに出、入牢をくり返したが、1860年末逮捕され1861年3月まで監禁された。この時点で大統領ブキャナンが彼に特赦を与えた。従ってブース事件ではなく、ブース諸事件と呼ぶべき性質のものであった。

この事件の最中も彼の新聞は発刊を続け、折柄連続上演中の *Uncle Tom's Cabin* 劇を称えた。曰く、この劇は「自由か然らずんば死を、といったかつてのパトリック・ヘンリーの説を具体化しており——その原理はグローヴァ救助に際し、当法廷で人民が遂行しようとしているまさにそのものである」と。さらに「逃亡奴隸が奴隸の状態に引戻されるよりはむしろ、彼が奴隸狩り人を射殺した方が正当である」と述べ、これを観劇したと認知された者は逮捕され直ちに叛逆者として裁判に附される可能性のあることを示唆した。そしてブース自身の事件に関しては、「本告訴の目的は、自由の地ウイスコンシンに奴隸制と人身誘拐の法を設立することにある。そしてこの州を奴隸州たらしめることにある……この州の人民は自らが **Slave Power** の奴隸であることを知らされるはずである」、と報じた。

このような状況下で、このような思想を持った人物が、連邦〔法〕に挑んだ経緯から出た重要な争点は次の如くである。

ブースは二度、すなわち1854年と55年にウイスコンシン州最高裁の発行した

人身保護令状により、連邦の拘禁から釈放された。二つの令状のうち一つは、合衆国の地方裁判所で彼の有罪が確定する前に、他の一つは有罪判決後に出されたものである。

1854年5月末、第1回の人身保護令状を申請したブースに対し、ウィスコンシン州最高裁判事 A.D. スミスは、逃亡奴隷法が違憲であり無効との申立てをうけて、遅滞なく令状を交付した。同令状を入手するやブースはペインを代理にたて、代表訴訟をおこした。ペインの弁論の主要拠点は、ブリッグ対ペンシルヴェニア事件における合衆国最高裁判決の例の傍論部分を利用するにあった。1854年5月22日、スミス判事はブースを釈放したが彼の主要な判断基盤は、1850年連邦法が「裁判権を認められていない官吏[コミッショナー]によって憲法上の問題」が裁かれるよう定めているのは違憲であること、さらに同法は合衆国憲法の保証する、法の適正なる手続条項を侵犯しているというにあった。結論として、かかる違憲的法律が有効視され、その法をおかしたとの理由で人間を投獄する如何なる権威も見出しえない、としている。

人身保護令に関するスミスのこの判決は、後年多くの権威者によって厳しく批判されている。しかしながら、その判決はくり返された。そのことは1850年代を通じ、連邦権力にかかわる人身保護令に関し州裁判所に与えられた権限の問題は未決定であり、非常に論争的であったことを示している。

釈放を不満とした連邦法執行官エイブルマンの要請により、スミス判事の訴訟指揮が同州最高裁大法廷によって検討されたが、同判決は1854年7月19日肯定された。この判断により、エイブルマンは合衆国最高裁に上訴した。1855年1月ブースは再逮捕され、この上訴がペンディングされている間に連邦地方裁判所で裁かれた。ブースは再び逃亡奴隷法が違憲であるとの理由で釈放されるよう、人身保護令状をウィスコンシン州最高裁に申請した。これが前述の第2回目の申請を指している。

最初の判決が合衆国最高裁で上訴をうけたもののペンディングになっている間に、ウィスコンシン州最高裁は再びブースを釈放した。1855年2月3日のクロフォード判事、ホイットン首席判事によるそれぞれの釈放理由はまことに注目日に値する。クロフォード曰く、州はその市民を不法な拘禁から解放する権限

を与えられ、かつ有する。もしかかる権限なくば、「州は主権の最も基本的な属性の一つを剝奪されるであろう……その領域内における個人的自由の享受を保護する権限を失うであろう」、と。ホイットンも同様主旨を述べている。逃亡奴隷法は違憲であり、同州が法的効力を持たない法の下に投獄された市民を釈放できない限り、それは「州の領域内で自らの個人的自由を享受している市民を保護する権力を持たずして、州市民の忠誠を州が要求するといった惨状を露呈するものである」。ここではっきりと述べられている意見の中に、1798年のケンタッキー・ヴァージニア決議という「本来の州権論」が存する。

上訴を受け、様々の曲折を辿ったこの事件は、最終的に1859年合衆国最高裁の判決を得ることになる。同判決の吟味の前に、次の二点を確認しておきたい。一つはウイソコンシン州最高裁がはっきりと連邦法を違憲と宣言したことであり、その二は同裁判所が公然と合衆国最高裁の命令を拒否したことである。すなわち合衆国最高裁は誤審令状ワット・オヴ・エラーによる上訴の審理に必要な公式訴訟記録提出の命令を、ウイソコンシン州最高裁に拒否された。それゆえ合衆国最高裁は連邦フーニー・ジョネラルの法務総裁の持っていたレコードの謄本を提出させ、それに基づいて1859年の審理を行なったのである。

高柳他編「英米法辞典」によれば、元来、誤審令状の趣旨は「上訴裁判所が原審にレコードの送付を命ずるものであり、従って上訴審の審理は専ら記録上の瑕疵に向けられ、充分の救済をえられず、他方僅かの瑕疵でも原審の判決が破棄されるので上訴手続として不完全であり……そのゆえ、アメリカでは……後にこれを廃止し上訴アピールに代えた」とある（497～498頁）。このように本来的に欠陥を有した誤審令状ではあったが、本件では原審ウイソコンシン州最高裁が、この趣旨の前段を逆用して上訴の審理に必要なレコードを送付しないという公然たる反抗に出たのであり、ナリフィケーション判決とともにその行為の意味は重いといわねばならない。

それゆえペンシルヴァニア州出身の法務総裁ブラック（Jeremiah S. Black）が同事件のレコードを代って提出する一方、1859年1月19日合衆国最高裁において、同事件でかくも傷つけられた連邦権威を擁護したいと欲したのは当然であった。ブラックが同事件において人心に強く訴えたいとした連邦権威擁護論

は以下の六つのポイントに集約できる。

すなわち(一)州裁判所の判事は誤審令状に対し、この令状による上訴の審理に必要な公式訴訟記録を上訴裁判所に送付する義務がある。もし判事がこれを拒否したる時は「上級法廷侮辱」として罰せられる、(二)1850年連邦法は合憲である、(三)連邦裁判所の判断は、連邦法の違反者に関する事件における「憲法およびすべての法の解釈や答弁」の問題を「最終的に確定し決定する」ものである、(四)排他的に裁判権を有する連邦裁判所により拘束されたる自由人を、州裁判所は人身保護令に基づいてこれを釈放しえない、(五)各州人身自由法への対策として、連邦官憲は「裁判権を有する連邦裁判所の手から犯罪者を取返そう」との州裁判所の企てを無視すべきである、(六)もし州裁判所が「不法に」連邦裁判所における判事の訴訟指揮を妨害したる時は、同裁判所はその官憲を保護せねばならぬ。要するにウイソコンシン州およびプースにとって、何一つ有利な点のない厳しい論難であった。^⑥

一方、合衆国最高裁は前述の如くブラックの保有していたレコードの謄本によって短期間に、しかも全員一致で1859年3月7日、すなわち有名なドレッド・スコット判決の下ったほぼ2年後に判断を示した。首席判事トーニーは同法廷を代表して、ウイソコンシン州最高裁判決のすべてのポイントを破棄した。それは「マーシャルやストーリーによって到達された地点を越えるまでに連邦司法権力を高める」ほど強力に、合衆国憲法と連邦裁判所の至高性を擁護したものであった。^⑦

トーニーの主要論点を摘記すれば次のようになる。「政府もしくは主権者によって附与されない限り、司法の権威などは存在しえない。そしてもしウイソコンシン州の判事や裁判所が主張するように、彼らに管轄権があるとすれば、彼らは合衆国或いは同州からそれをひきださねばならない……そしてウイソコンシン州はその管轄領域内において或る程度の主権を持っているものの、その主権は合衆国憲法により制限され制約をうけている」。つまりウイソコンシン州裁判所のいう「連邦裁判所に対する州裁判所の優越性」は拒否されねばならない。確かに州裁判所は自州において権限を有するが、連邦政府に「与えられたる」至上性は、「それを施行させる点において、同じく至高である〔連邦〕司

法権力によって装われぬ限り平和的に維持しえない。なぜならそれが諸州の判事にゆだねられたる時、相対立する判決が不可避免的に生じ、そして諸州裁判所は地方的影響力から常にフリーであることを中々に期待しがたいからである」。またトニーは言う、合衆国憲法の作成者およびそれを批准した人民たちは次のように信じた。すなわち「諸州が当時所有していた主権の多くは中央政府に割譲さるべきことが必要であった。……そして中央政府は移譲された範囲内において、政府自らの法を執行するに足るだけ強力たるべきである」、と。

それはまさにウォーレンが言う如く、「彼の著名な意見の中で最も強力」であり、その判決が奴隸制問題に与えるであろう影響を考慮に入れなくて下された連邦至上性を高く支持した判決であった。そのため一見すると、彼は州主権論の全側面に亘って致命傷を加えたようにみえる。結局、合衆国憲法に関する限り、本件における判決はまさしくそのような効果を持った。連邦至高性を論じた多くの判例の中で、それは際立っている。そして歴史の皮肉により、今日でも州主権の名において多くの南部諸州で採択された諸法、たとえば公立学校における人種隔離減小を命じた法廷の命令に反するような法、を打破する判決にしばしば引用されている。

しかし歴史的コンテクスト、つまり1859年および60年の時点では、この連邦至高性は今日とは全く逆の受容をされた。なぜなら同判決を歓迎したのは、奴隸制擁護派だったからである。しかも彼らは同判決を州主権論の破棄だとは思わず、同論を構成する、さらに直接的に言えば逃亡奴隸法の持つ「管轄領域外」原理を強く支持するものとみたのである。

ブース判決は一般には、連邦の至高性と州主権の間の闘争を扱ったと解釈されている。当時の状況が多くの歴史的皮肉を生んだのも当然である。奴隸制問題に対する南北両陣営は、直接的な目前の利を追求するという隠れもない動機で、それぞれの憲法上の立場を急旋回させた。

たとえばウイスクンシン州議会は、同判決に一連の大胆な決議を採択して猛反撃した。曰く、合衆国最高裁の裁判権は、「権力の恣意的な行為であり、合衆国憲法により権威づけられていないものである。そして事実上、人身保護令の利益を消去するものであり、無制限の権力の足下に人民の権利と自由を屈伏さ

せるものである」。同判決はまさにそのような前提と思想に立って下されたものである、と。そして決議は次のように結論した。「主権を持ち独立的である機構を構成したる幾つかの州は、疑問の余地なくその侵犯を判断する権利を有する。そしてこれらの主権体〔州〕が、権威なきにかかわらず……なそうと企てられる行為に対し、積極的に公然と反抗することは正当なる回復策である」。

ここでウイスクンシン州議会はまさに、1799年のケンタッキー決議の辞句そのものを借用したのである。ただ相違点は「ナリフィケーション」を「積極的な公然反抗」に代替したにすぎない。同州が数年後には、国家権力の確立と中央権威の拡大をもたらさんとした南北戦争において、その大義の側に立ち、ユニオンを救い連邦法の全国的な執行を求める旗印の下に数千の生命を捧げることになるそのような州が、内戦前夜にまさにその逆の宣言を行なったのは事実であり、歴史の皮肉である。

同時に同州人民はブースの弁護士ペインを州最高裁判事に選んだ。サムナーはペインを祝って、これにより「我が国における事物の新秩序」が到来すると書きおくれた。叙上の議会のみならず、当時急進派と呼ばれた彼らがかかる言辞を盟友に捧げたことを多くの史家は、「内戦後、連邦政府の権限について無制限との見解をとり、連邦至高性の頑健な防衛者となった同じ急進派が、1850年代には逃亡奴隷法反対の際に、権威への公然たる反抗、ナリフィケーションにまで至った」と指摘している。彼らが1850年代の間、政治戦略として州権論を唱導したのは紛れもない事実であった。

この逃亡奴隷法、人身自由法間の闘争と、それに附随したセクションの意見の逆転につぐ逆転劇は、実際の参加者であったカール・シュルツの回想談でしめくられるのが最も適切であろう。

後日、シュルツはこの闘争を「州権論の天敵である共和党が……それを過激な州権論の上に建てた。そして事実上のナリフィケーションといった極にまで進めた一方、州権論の伝統的擁護者であった民主党は、州権論の如何なる装いにも抗する連邦権力の真摯な防衛者となった」と叙述している。しかしシュルツは続けている、「僅か2年後、奴隷州の一群が……州権論を論理的に進めた時」、彼らの敵対者たちは「連邦権威の至高性を維持し、奴隷制にくみするよ

う仕上げられた州権論の装いをはぎとるため、武力へと突進した」、と。さらに彼はリンカーンの言を引用した、「それは余りにも混戦になったため、格闘の熱さの中で、闘士が相手方の闘士の服を着こんで戦うような戦いの一つだった」、と。⁽⁵⁵⁾

(註)

- ① *Cong. Globe*, 36 Cong., 2 Sess., App., pp. 1 ff; Morris, *op. cit.*, p. 202.
- ② *Ibid.* 奴隸制が既存の地での奴隸財産権の是認は勿論あった。ここでブキャナンが言わんとしたのは、上の他にこれ以後、実在化するであろう地においても逃亡奴隸法の合憲性の確認と、「共有の」テリトリーにおける奴隸制を保護する義務の認識があらねばならぬ、との点であった。
- ③ *Charleston Mercury*, December 3, 1860, in Dwight L. Dumond (ed.), *Southern Editorials on Secession* (1964), p. 292.
- ④ McLaughlin, *op. cit.*, p. 539.
- ⑤ 各州における多様な人身自由法とその制定時、内容のリストについては次をみよ。Morris, *op. cit.*, App., pp. 219-222.
- ⑥ Rosenberg, "Personal Liberty Laws," pp. 26-27.
- ⑦ 両類型の法を論じたものとしては次がある。William R. Leslie, "The Pennsylvania Fugitive Slave Act of 1826," *Journal of Southern History*, XVIII (1952), pp. 429-445; do., "The Constitutional Significance of Indiana's Statute of 1824 on Fugitives from Labor," *Journal of Southern History*, X III (1947), pp. 338-353.
- ⑧ M.G. McDougall, *Fugitive Slaves, 1619-1865* (1891), p. 65; McLaughlin, *op. cit.*, p. 538.
- ⑨ Morris, *op. cit.*, pp. x-xi.
- ⑩ *Cong. Globe*, 36 Cong., 2 Sess., App., p. 124; McLaughlin, *op. cit.*, pp. 538-539.
- ⑪ 合衆国最高裁はこの立場を以下の事件で、いま少しく明確化させた。 *Moore v. The People of Illinois* (1855). なお諸判事の意見については次を参照されたい。Johnson, "Constitutionality of Fugitive Slave Act," p. 168; Rosenberg, "Personal Liberty Laws," pp. 27-28; Bestor, "State Sovereignty," pp. 136-137.

- ⑫ Ibid., pp. 137-138.
- ⑬ New York *National Anti-Slavery Standard*, April 7, 1860, quoted in Gara, "Fugitive Slave Law," p. 236.
- ⑭ Morris, *op. cit.*, pp. 158-159, 164.
- ⑮ James A. Rawley, *Race and Politics: Bleeding Kansas and the Coming of the Civil War* (1969), *passim*.; Rosenberg, "Personal Liberty Laws," pp. 31-32.
- ⑯ Ibid., p. 32.
- ⑰ Morris, *op. cit.*, pp. 137-138.
- ⑱ Samuel Shapiro, "The Rendition of Anthony Burns," *Journal of Negro History*, XLVI (1959), pp. 34-51; Nye, *op. cit.*, pp. 273-274; Morris, *op. cit.*, p. 166.
- ⑲ Ibid. 傍点引用者。
- ⑳ McLaughlin, *op. cit.*, p. 539; Bestor, "State Sovereignty," p. 138.
- ㉑ Carl Brent Swisher, *American Constitutional Development* (1978), p. 251; Morris, *op. cit.*, pp. 173-174; Nye, *op. cit.*, p. 274; McLaughlin, *op. cit.*, p. 539. 「本事件からおこった法律論争は内戦直前まで決着がつかなかった」。Eric Foner, *Free Soil, Free Labor, Free Men. The Ideology of the Republican Party before the Civil War* (1970), pp. 134-135.
- ㉒ Milwaukee *Daily Free Democrat*, March 16, 1854, quoted in Gara, "Fugitive Slave Law," pp. 238-239.
- ㉓ Morris, *op. cit.*, pp. 174-175.
- ㉔ たとえばアメリカ憲政史の権威ウォーレンは、スミス判決を「連邦法執行官の拘禁に対する州判事の異例の干渉」ときめつけている。Charles Warren, *The Supreme Court in United States History* (2 vols., 1926), II, p. 533.
- ㉕ Morris, *op. cit.*, p. 175; Bestor, "State Sovereignty," p. 139.
- ㉖ Morris, *op. cit.*, p. 178.
- ㉗ Bestor, "State Sovereignty," p. 139. もともとトニーの連邦至上論は揺ぎのないものであった。Robert R. Russel, "Constitutional Doctrine with Regard to Slavery in Territories," *Journal of Southern History*, XXXII (1966), p. 480.
- ㉘ Morris, *op. cit.*, pp. 178-179; Bestor, "State Sovereignty," pp. 139-140; Swisher, *op. cit.*, pp. 252-254; Rosenberg, "Personal Liberty Laws," p.

37.

- ⑳ Warren, *op. cit.*, pp. 336-337.
- ㉑ たとえば *Cooper v. Aaron* (1958. 9. 29) また *Bush v. Orlean Parish School Board* (1960. 11. 30) など。See Bestor, "State Sovereignty," p. 140.
- ㉒ *Ibid.*, pp. 140-142; Morris, *op. cit.*, p. 179.
- ㉓ Commager, *op. cit.*, p. 184; Morris, *op. cit.*, p. 180. 傍点原著者。
- ㉔ McLaughlin, *op. cit.*, p. 539.
- ㉕ E. Foner, *op. cit.*, p. 134; Morris, *op. cit.*, p. 180.
- ㉖ Carl Schurz, *Reminiscences* (3 vols., 1907-1908), II, pp. 114-115; Bestor, "State Sovereignty," p. 142.

(五) む す び

逃亡奴隸法とそれが惹起した憲法論争は、他の関連事件、たとえばカンザス・ネブラスカ法とテリトリーにおける奴隸制の地位、ブルックス＝サムナー事件、流血のカンザス、ドレッド・スコット判決等と合した時、両セクション間に辛うじて残っていた絆を断ち切る機運を増大させた。それはアボリショニストの最も強力な宣伝材料となり、かつてない強さで奴隸制問題を再燃させた。ひるがえって連邦権威の拡大を要求した南部人にとって、逃亡奴隸法は何ら実利をもたらさなかった。それを支持した南部ユニオニストの立場を強化するのではなく、かえって弱体化させた。回復された奴隸は少数であり、これら少数の逃亡者の連れ戻しにも可成りの時間と経費とを要した。ヴァージニアの一紙はこれらのことを指して、「この種のビジネスをマサチューセッツ流にやるなら、それは制裁を持たぬ法律であって、その法律が主張している原理を除いては、南部にとり銅貨一枚ほどの価値もない」と主張している。しかも分離までに、その原理さえも無価値であることが明白となった。逃亡奴隸法はアボリショニストが常に煽動的に主張してきた「Slave Power の陰謀」を、北部人心に強く植えつけるに大いに資した。

さらに逃亡奴隸法と、これに対極的な人身自由法とを合して考察する時、次のような結論がえられよう。人身自由法を制定した北部諸州と、逃亡奴隸法を合憲とする連邦政府の間の紛糾は、合衆国の最初の70年間を支配した基本的な

憲法問題を具体的に表現した一小宇宙であった。すなわち連邦制度内における窮極的な政治権威の所在地が問われたのである。

人身自由法、逃亡奴隸法へのそれぞれの支持と反対論は、憲法問題が南部の州権論対北部の連邦至上論との間の単なる闘争ではないとの見解を支持している。ウェイド、サムナーその他アポリショニスト理論家たちのような反奴隸制共和黨員は、第一義的に州権論のチャンピオンであった。南部は逃亡奴隸の返還に関して強い連邦権力の発動を要求した。

人身自由法は内戦前の自由黒人に対するアメリカ人の態度を示す指標であった。多くの北部人は、自由黒人の自由と安全を脅やかす薄弱な訴訟手続に嫌悪感を示した。この点につき、人身自由法は自由黒人も市民的保護の最低限が保証されねばならぬとの北部全般の感情を代表する。

しかし同時に、同法をめぐる論議は北部人道主義、自由主義の限界をも示している。人身自由法支持者たちは、この法が黒人には何ら現実的援助を提供していないことにさしたる関心を払っていない。多くの唱導者たちは、同法の制定を黒人を二級市民から上昇させるための効果的手段としてよりも、法制定それだけが目的であったとみている。^②

逃亡奴隸法と人身自由法は合衆国憲法における財産権と市民的自由をめぐる紛争にとって重要なものであったが、その最大の意義を内戦へと至る文脈で考える時、これら両法が合衆国を二つのセクションに分けてしまった感情的諸問題のシムボルとして使用されたことにある。

人身自由法の多くの支持者は、それを個人的、人格的自由に対する南部側の深刻な侵犯の象徴的抵抗の代表だとし、自由州政府の権威の侵害とテリトリーにおける攻勢への象徴的抵抗手段と考え、かつ利用した。従って同法が黒人に対して実効的利益を生まないであろうことは、北部の有力紙でさえも認めるところであった。^③

同様に南部にとって、逃亡奴隸法に対抗する人身自由法は奴隸所有主の権利と財産に対する黒い共和党の敵意の代表であり、北部による基本的な憲法上の義務の無視であった。

逃亡奴隸法と人身自由法は、内戦の実体的原因を構成しなかったが、より基

本的な分立の象徴的症狀ではありえた。合衆国憲法における財産権と市民的自由、州権威と連邦権威との相剋——それらが逃亡奴隷法と人身自由法をめぐる論義において浮彫りにされ、地域間敵意を反映し深刻化させた言辞的吐露口を提供したのである。そして少なくともそれらの論戦は内戦の実体的原因になりえないとしても、その考察は分離の危機の際にみられた両セクション間の敵意と憎悪の幅と深さを知る上で、新しい視界と次元を与えることは疑う余地がない。

（註）

- ① パーンズの連れ戻しに要した費用について各説があるが、いずれも12万ドルを下らなかったとする点では一致している。 Gara, "Fugitive Slave Law," p. 240; Nye, *op. cit.*, p. 280.
- ② Litwack, *North of Slavery, passim*.
- ③ *New York Tribune*, July 28, 1855, cited in Rosenberg, "Personal Liberty Laws," p. 43.